

申請の手引き

リフォーム
(戸別)

 次世代住宅ポイント

ポイント
発行申請
【D-1】

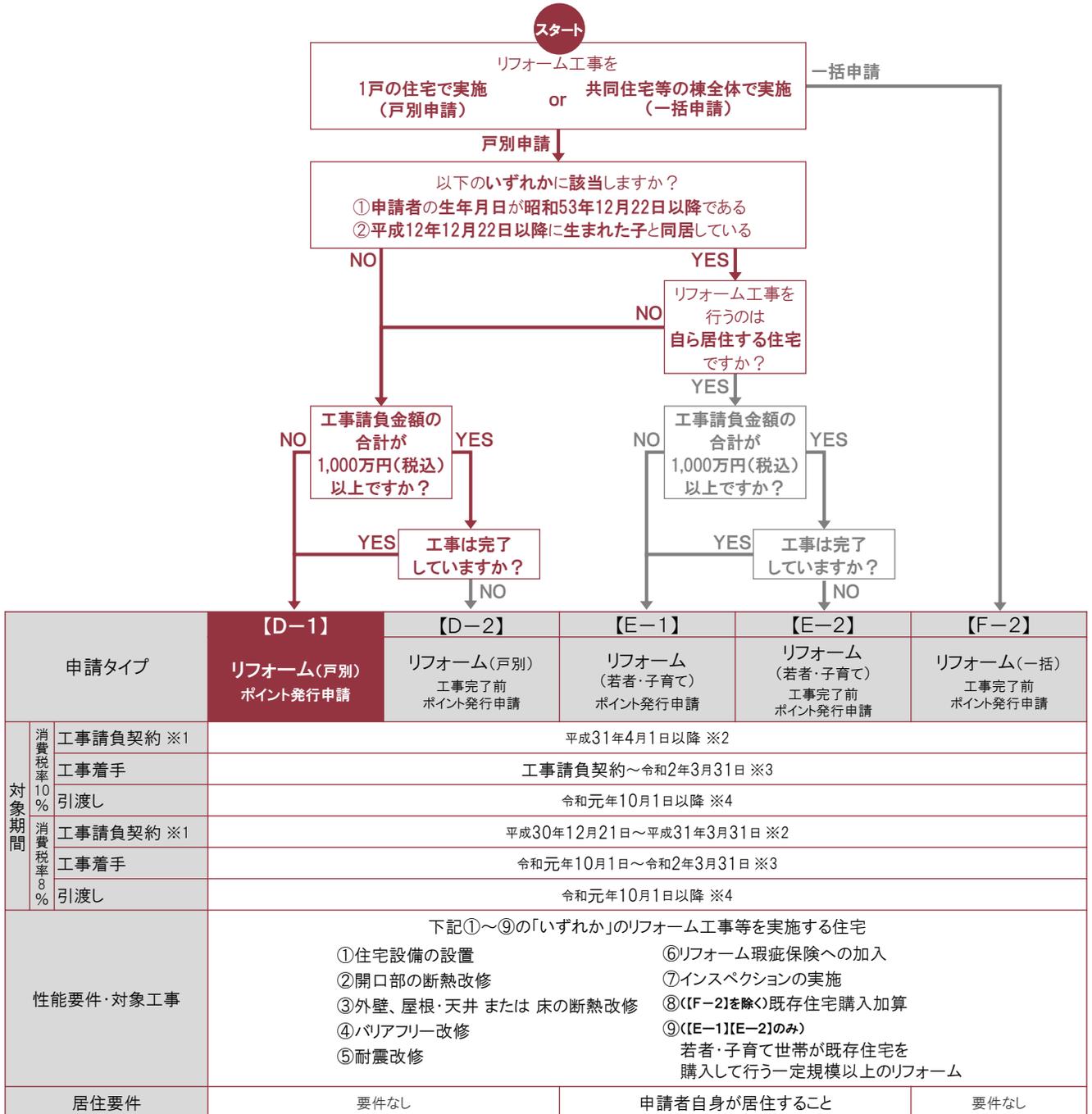
2019年8月1日版

本書はリフォーム工事の発注者が住宅の引渡し後に
ポイント発行申請を行うための手引きです。

申請には工事前後または工事中の写真が必要です。
撮り忘れた場合、ポイント発行されません。

次世代住宅ポイントは要件や申請するタイミング等により申請タイプが分かります

※新築で申請される方は新築用の申請の手引きをご覧ください



※1 申請者と工事施工者との工事請負契約。

※2 原契約のみが対象です。

※3 工事完了後申請については期限までにポイント発行申請可能なものが対象。

※4 工事完了前申請については完了報告期限までに完了報告の提出が可能なのが対象。

<input type="checkbox"/>	次世代住宅ポイントの概要	4
<input type="checkbox"/>	1 ポイント発行対象	4
<input type="checkbox"/>	2 発行ポイント数	5
<input type="checkbox"/>	3 ポイントの交換	8
<input type="checkbox"/>	4 ポイント発行申請について	9
<input type="checkbox"/>	ポイント発行申請 申請書の記入	12
<input type="checkbox"/>	1 ポイント発行申請書の入手	12
<input type="checkbox"/>	2 ポイント発行申請書の記入方法	13
	分離発注等、契約事業者が複数の場合	27
<input type="checkbox"/>	ポイント発行申請 添付書類の準備	31
<input type="checkbox"/>	添付書類の準備	31
<input type="checkbox"/>	ポイント発行申請 申請書類の提出について	49
<input type="checkbox"/>	1 申請書類の提出方法	50
<input type="checkbox"/>	2 ポイント発行について	51
<input type="checkbox"/>	3 商品交換について	52
<input type="checkbox"/>	4 商品交換方法 - インターネットを利用	53
<input type="checkbox"/>	5 商品交換方法 - 郵送(1) ポイント交換申込書	54
<input type="checkbox"/>	6 商品交換方法 - 郵送(2) ポイント交換申込ハガキ	55
<input type="checkbox"/>	参考資料	57
<input type="checkbox"/>	同意事項	57

次世代住宅ポイントの概要

 次世代住宅ポイント

1 ポイント発行対象

① 対象となる住宅

・所有者等(法人含む)が、工事施工者に発注し、リフォームを実施した住宅。

-  申請者自身の居住の有無は問いません。
-  持家、借家の別によらず対象となります。
-  戸建住宅、共同住宅等の別によらず対象となります。

・下記①～⑧のいずれかのリフォーム工事等を実施した住宅。

- ① 住宅設備の設置
- ② 開口部の断熱改修
- ③ 外壁、屋根・天井 または 床の断熱改修
- ④ バリアフリー改修
- ⑤ 耐震改修
- ⑥ リフォーム瑕疵保険への加入
- ⑦ インспекションの実施
- ⑧ 既存住宅※1購入加算

※1 既存住宅とは、完成から1年超経過した住宅または居住実績のある住宅のことをいいます。

-  ①～④で使用する製品・設備は、次世代住宅ポイント事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。(中古品不可)
-  建材メーカー等が元請けとなり、自社の対象製品を用いて自らリフォーム工事をした場合は、対象外です。

 申請には工事前または工事中の写真が必要です。撮り忘れた場合、ポイント発行されません。

② 対象となる期間

下記の期間に契約、工事着手、引渡しされたものが対象です。

	対象期間 (消費税率10%)	対象期間 (消費税率8%)
工事請負契約 ※2	平成31年4月1日 以降	平成30年12月21日～平成31年3月31日
工事着手 ※3	工事請負契約～令和2年3月31日	令和元年10月1日～令和2年3月31日
引渡し	令和元年10月1日 以降	令和元年10月1日 以降

※2 原契約のみが対象です。

※3 契約対象となる工事全体の着手。

-  申請期限等はP9を参照してください。

2 発行ポイント数

【安心R住宅を購入しリフォームを行った場合 ※1】

ポイント数 上限: 1戸あたり **450,000** ポイント

【上記以外の場合】

ポイント数 上限: 1戸あたり **300,000** ポイント

※1 売買契約締結から3か月以内にリフォーム工事の請負契約を締結し、自ら居住する場合に限りです。

 **20,000** ポイント未満の場合はポイント発行申請できません。

各工事内容ごとのポイント数や上限については下記参照

① 住宅設備の設置

下表に掲げる住宅設備について、その台数によらず、設置を行った設備に応じたポイントの合計を発行します。

 次世代住宅ポイント事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。(中古品不可)

住宅設備の種類	ポイント数
太陽熱利用システム	1戸あたり 24,000 ポイント
高断熱浴槽	1戸あたり 24,000 ポイント
高効率給湯機	1戸あたり 24,000 ポイント
浴室乾燥機	1戸あたり 18,000 ポイント
ビルトイン食器洗機	1戸あたり 18,000 ポイント
掃除しやすいトイレ ※2	1戸あたり 18,000 ポイント
節水型トイレ ※2	1戸あたり 16,000 ポイント
ビルトイン自動調理対応コンロ	1戸あたり 12,000 ポイント
宅配ボックス ※3	1戸あたり 10,000 ポイント
掃除しやすいレンジフード	1戸あたり 9,000 ポイント
節湯水栓	1戸あたり 4,000 ポイント

※2 「掃除しやすいトイレ」と「節水型トイレ」はいずれかのみ。

※3 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限りです。

詳しくは、「リフォーム・宅配ボックスの設置とポイント発行について」を参照してください。事務局ホームページより確認できます。

② 開口部の断熱改修

1箇所あたりのポイント数 × 施工箇所数(枚数) のポイント数を発行します。

⚠ 次世代住宅ポイント事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。(中古品不可)

大きさの区分	ガラス交換 ※1		内窓設置 ※2・外窓交換		ドア交換	
	面積 ※3	ポイント数 (1枚あたり)	面積 ※4	ポイント数 (1箇所あたり)	面積 ※4	ポイント数 (1箇所あたり)
大	1.4㎡以上	7,000 ポイント	2.8㎡以上	20,000 ポイント	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	28,000 ポイント
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	5,000 ポイント	1.6㎡以上 2.8㎡未満	15,000 ポイント	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000 ポイント	0.2㎡以上 1.6㎡未満	13,000 ポイント	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上 3.0㎡未満	24,000 ポイント

※1 ガラス交換は箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりにポイントを発行します。

※2 内窓交換を含みます。

※3 ガラスの寸法とします。

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠、または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とします。

③ 外壁、屋根・天井 または 床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、**施工部位ごとに1戸あたり**下記のポイント数を発行します。

⚠ 次世代住宅ポイント事務局に登録された型番の製品を使用した工事のみが対象です。(中古品不可)

施工部位	断熱材の区分 ※5	断熱材最低使用量(単位:m)				ポイント数
		A-1 / A-2 / B / C		D / E / F		
	熱伝導率(単位:W/m・K)	0.052~0.035		0.034以下		
	住宅種別	戸建住宅	共同住宅	戸建住宅	共同住宅	
外壁		6.0	1.7	4.0	1.1	1戸あたり 100,000 ポイント
	部分断熱の場合 ※6	3.0 ※7	0.9	2.0 ※7	0.6	1戸あたり 50,000 ポイント
屋根・天井		6.0	4.0	3.5	2.5	1戸あたり 32,000 ポイント
	部分断熱の場合 ※6	3.0	2.0	1.8	1.3	1戸あたり 16,000 ポイント
床		3.0	2.5	2.0	1.5	1戸あたり 60,000 ポイント
	基礎断熱の場合	0.9	0.375	0.6	0.225	
	部分断熱の場合 ※6	1.5 ※8	1.3	1.0 ※8	0.8	1戸あたり 30,000 ポイント
	基礎断熱の場合	0.45	0.195	0.3	0.12	

※5 同一部位に断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを、断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができます。

※6 部分断熱とは、住戸の一部(リビングの床だけ等)について部分的に改修する断熱改修工事のことをいいます。

同一部位について、全体断熱と部分断熱を同時に申請することはできません。

※7 間仕切壁を含みます。

※8 戸建住宅で最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

④ バリアフリー改修

下表に掲げるバリアフリー工事について、
その箇所数によらず、改修を行った対象工事に応じたポイントの合計を発行します。

対象工事の種類	工事内容	ポイント数	
手すりの設置 ※1	便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関ならびにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	1戸あたり	5,000 ポイント
段差解消 ※1	便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関ならびにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 (勝手口その他屋外に面する開口の出入口および上がりかまちならびに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含みます)	1戸あたり	6,000 ポイント
廊下幅等の拡張 ※1	介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口の幅を拡張する工事	1戸あたり	28,000 ポイント
ホームエレベーターの新設 ※2	戸建住宅または共同住宅専有部分に新設する工事	1戸あたり	150,000 ポイント
衝撃緩和量の設置 ※2	衝撃緩和量を新設または入れ替えにより設置する工事 (4.5畳以上設置の場合に限ります)	1戸あたり	17,000 ポイント

※1 原則、バリアフリー改修促進税制の取り扱いに準じます。

※2 次世代住宅ポイント事務局に登録された製品のみが対象です。(中古品不可)

⑤ 耐震改修

対象となる耐震改修工事に対してポイントを発行します。

対象となる工事の内容	ポイント数
<p>昭和56年5月31日以前に建築着工された現行の耐震基準に適合しない住宅を現行の耐震基準に適合させる工事 [耐震改修の負担額が15万円(税込)以上であること]</p> <p>【現行の耐震基準】</p> <p>① 建築基準法施行令第3章および第5章の4に規定する基準</p> <p>② 耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」(平成18年国土交通省告示第185号)</p>	1戸あたり 150,000 ポイント

 国費が充当された地方公共団体が行う耐震改修に係る補助金と併用して利用できません。

⑥ リフォーム瑕疵保険への加入

以下のリフォーム瑕疵保険への加入に対して、ポイントを発行します。

リフォーム瑕疵保険の内容	ポイント数
国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱う リフォーム瑕疵保険 ※3	1契約あたり 7,000 ポイント

※3 対象期間内に実施する工事について保険に加入した場合のみ対象です。

⑦ インспекションの実施

以下のすべてに該当するインспекションに対して、ポイントを発行します。

インспекションの内容	ポイント数
<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が既存住宅状況調査方法基準に従って行う建物状況調査であること 検査日が平成30年12月21日以降であること ポイント発行申請者が費用負担をしていること 共同住宅の場合は、住戸型※1のインспекションであること 	1戸あたり 7,000 ポイント

※1 調査範囲を、調査対象とする住戸の専有部、建物の外周、当該住戸に至る経路上および当該住戸から点検できる範囲の共用部分、とするインспекション。

⑧ 既存住宅購入加算

以下のすべてに該当する場合にポイントが加算されます。

既存住宅購入加算の内容	ポイント数
<ul style="list-style-type: none"> 申請者が購入した既存住宅に自ら居住すること  安心R住宅以外の既存住宅の購入も対象です。  新築住宅※2 は対象外です。 売買契約締結から3か月以内にポイント発行対象となるリフォーム工事の請負契約を締結すること 	リフォーム工事等①～⑦ で発行される ポイント合計数と同数

※2 完成から1年以内で、まだ人の居住の用に供したことがない住宅。

3 ポイントの交換

発行されたポイントは、以下のような商品と交換することができます。

- 省エネ・環境配慮に優れた商品
- 防災関連商品
- 健康関連商品
- 家事負担軽減に資する商品
- 子育て関連商品
- 地域振興に資する商品

 商品交換申込は複数回に分けて行うことができます。

 商品券や即時交換工事(追加的に実施する工事費への充当)に交換できません。

 交換商品の詳細については事務局ホームページでご確認ください。

4 ポイント発行申請について

① ポイント発行対象となる申請者

リフォーム工事を行う発注者

- ⚠ 契約事業者(工事施工者)等が申請者に代わり、代理申請することも可能です。
- ⚠ 複数の者が連名でリフォーム工事を発注する場合、代表者が申請してください。

② ポイント申請の流れ

ポイント発行申請開始

令和元年10月1日(予定)

ポイント発行申請

D-1

- 申請書の記入 (P12~29参照)
- 添付書類の準備 (P31~47参照)

住宅の引渡し以降

申請に必要な書類が整い次第、申請可能です。

申請に必要な書類を準備し、受付窓口もしくは郵送にて提出してください。(P12~参照)

予算の
執行状況に
応じて公表

ポイント発行申請期限

※遅くとも令和2年3月31日
までには締め切ります

ポイントの発行

(P51参照)

事務局より申請が承認されたのち、ポイントが発行されます。

商品交換申込開始

令和元年10月1日

商品交換申込

(P52~55参照)

事務局より送付されたポイント通知や事務局ホームページで商品の交換申込ができます。

商品交換申込期限

令和2年6月30日まで

③ 申請における注意事項

❗ 工事請負契約を伴わないリフォーム工事は対象となりません。(DIYは対象外)

- 同一住宅で行うリフォーム工事は上限の範囲内で複数回申請することができます。ただし、それぞれの申請に発行されたポイントを合算して交換利用することはできません。
- 申請者は既存住宅の購入による加算等を伴うリフォームについて、複数の住宅を対象住宅とするポイント発行の申請はできません。また、別途、新築住宅のポイント発行を申請することはできません。
- (第三者によるものも含め)既に新築住宅のポイント発行対象となった住宅を対象住宅として、ポイントの発行を申請することはできません。(ポイント発行に至らない申請を除く)

④ 他の補助制度との併用について

住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本制度で対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。

⚠ 地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

【住宅のリフォームに係る代表的な補助制度との併用の取扱】

併用可 の補助金

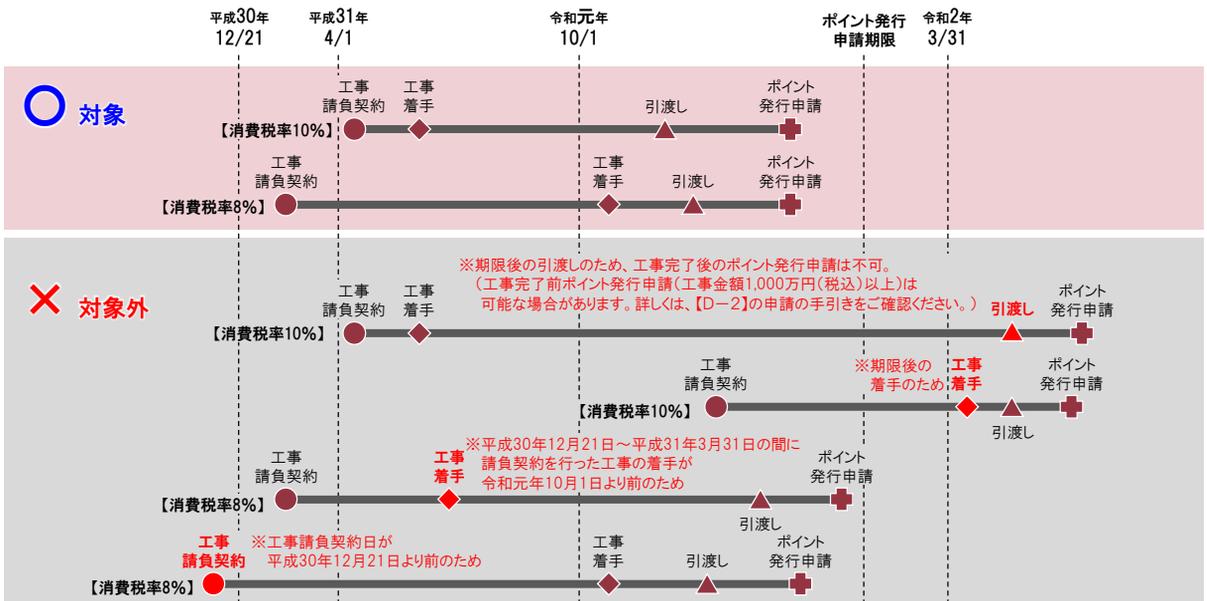
- キャッシュレス・消費者還元事業

工事請負契約が別である場合は

併用可 の補助金

- △ 外構部の木質化対策支援事業
- △ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業
- △ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- △ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- △ 次世代省エネ建材支援事業
- △ 地域型住宅グリーン化事業
- △ 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業
- △ 家庭用燃料電池システム導入支援事業

【参考】対象となる工事期間・申請期間の例



ポイント発行申請には事務局指定の申請書と所定の添付書類が必要です。

申請書は **【D-1】** リフォーム(戸別)ポイント発行申請書 を使用してください。

! 申請受付に使用するため、**申請書類チェックシートの提出も必要**です。提出がない場合は受付できません。

(1枚目/申請書類チェックシート)

1 ポイント発行申請書の入手

- 事務局ホームページよりポイント発行申請書をダウンロード※1してください。
- 受付窓口※2でもポイント発行申請書を入手できます。

※1 ダウンロードできる申請書等はPDF形式で作成されています。
PDFファイルをご覧いただくためには「Adobe Acrobat Reader」または「Adobe Reader」が必要です。
※2 受付窓口の一覧は事務局ホームページをご確認ください。

【次世代住宅ポイント事務局ホームページ】

<https://www.jisedai-points.jp>

! 申請書等の書式は変更される場合があります。ご利用の際は更新情報をご確認の上、最新の書式を入手してください。

2 ポイント発行申請書の記入方法

1枚目 記入見本

! <D-1>と書かれた申請書を使用してください (記入しないでください)

申請書類チェックシート

受付窓口使用欄(申請者は記入不要) [D-1] リフォーム(戸別)ポイント発行申請書 1/4枚目

受付日	令和 年 月 日	連絡先	-
法人コード	受付窓口コード	担当者コード	受付番号

次世代住宅ポイント | リフォーム(戸別)

ポイント発行申請書

1 申請者 **改修 太郎** 代理申請者 **株式会社改修工務店 次世代 次郎** 2

申請書類の確認 申請に必要な書類が揃っているか確認し、左のにチェックしてください。 窓口確認

1	<input checked="" type="checkbox"/>	原本	[D-1]リフォーム(戸別)ポイント発行申請書 ★	<input type="checkbox"/>
2	<input checked="" type="checkbox"/>	コピー	工事請負契約書*	<input type="checkbox"/>
3	<input checked="" type="checkbox"/>	原本	リフォーム工事証明書(戸別用) ★	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	申請者が個人の場合、担当者の本人確認ができる書類	※28で申請者の住民票の写しを提出する場合、本書類は提出不要	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	コピー	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(健康保険証)または後期高齢者医療被保険者証	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	コピー	申請者が法人の場合 法人の実在確認ができる書類 商業登記の現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)または法人印の印鑑証明	<input type="checkbox"/>

実施したリフォーム工事毎に該当する書類を提出

設備・工事名等	証明書類	工事写真*	
6	太陽熱利用システム	原本 性能証明書	<input type="checkbox"/>
7	高断熱浴槽		<input type="checkbox"/>
8	高効率給湯機		<input type="checkbox"/>
9	浴室乾燥機		<input type="checkbox"/>
10	ビルトイン食器洗機	原本 対象製品証明書 ★ および	<input type="checkbox"/>
11	掃除しやすいトイレ	コピー 納品書	<input type="checkbox"/>
12	節水型トイレ		カラー 工事前後に撮影したもの <input type="checkbox"/>
13	ビルトイン自動調理対応コンロ		<input type="checkbox"/>
14	宅配ボックス	原本 性能証明書	<input type="checkbox"/>
15	掃除しやすいレンジフード	原本 対象製品証明書 ★ および	<input type="checkbox"/>
16	節湯水栓	コピー 納品書	<input type="checkbox"/>
17	開口部の断熱改修	原本 性能証明書(8)枚	<input type="checkbox"/>
18	外壁、屋根・天井、床の断熱改修	原本 納品書 ★ または 施工証明書 ★	カラー 工事中に撮影したもの <input type="checkbox"/>
19	手すりの設置	-	<input type="checkbox"/>
20	段差解消	-	<input type="checkbox"/>
21	廊下幅等の拡張	-	カラー 工事前後に撮影したもの <input type="checkbox"/>
22	ホームエレベーターの新設		<input type="checkbox"/>
23	衝撃緩和畳の設置	原本 性能証明書	<input type="checkbox"/>
24	その他	原本 <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント制度用耐震改修証明書 ★ <input type="checkbox"/> 増改築等工事証明書 (耐震改修工事を含むものに限る) <input type="checkbox"/> 住宅耐震改修証明書	カラー 工事中に撮影したもの <input type="checkbox"/>
25	リフォーム瑕疵保険	コピー リフォーム瑕疵保険の保険証券または付保証明書	<input type="checkbox"/>
26	インスペクション	原本 次世代住宅ポイント制度用インスペクション実施証明書 ★ または <input type="checkbox"/> 建物状況調査の結果の概要	<input type="checkbox"/>

既存住宅購入を伴う場合のみ提出

27	<input checked="" type="checkbox"/>	コピー	不動産売買契約書 ※約款も要提出	<input type="checkbox"/>
28	<input checked="" type="checkbox"/>	原本	申請者の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
29	<input checked="" type="checkbox"/>	コピー	安心R住宅を購入した場合 安心R住宅調査報告書	<input type="checkbox"/>

代理申請を行う場合のみ提出

30	<input checked="" type="checkbox"/>	コピー	代理申請者の本人確認ができる書類 ▶書類の種類は「申請者の本人確認ができる書類」と同様	<input type="checkbox"/>
----	-------------------------------------	-----	---	--------------------------

*1 分譲発注により住宅のリフォームをした場合、別途確認書類が必要になります。2/4枚目「分譲発注の有無」を確認してください。
*2 写真は、A4サイズの台紙に貼り付けて提出してください。(専用台紙は事務局ホームページからダウンロードできます。)

※各書類の詳細については、「申請の手引き リフォーム(戸別)ポイント発行」をご覧ください。
※★の書類は事務局指定の書類を使用してください。事務局ホームページからダウンロードできます。

書類は上から、数字の順に並べて提出してください。
申請書類はコピーをとり、お手元大切に保管してください。

2枚目に続きます。

20190801版

1枚目 記入方法

【記入にあたり】

- 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付けできません)
- 押印は、実印以外の認印でも可能です。電子印鑑は使用できません。
- 提出された申請書類は返却できませんので、申請書類はコピーを取り保管してください。

※訂正例

~~間違えた記入~~

1 申請者本人の氏名を記入してください。

※P15  と同一の氏名を記入してください。

【代理申請をする場合のみ記入】

2 代理申請者の事業者名/担当者名を記入してください。

・個人の場合、事業者名は記入不要です。

※P17  と同一の事業者名/担当者名を記入してください。

3 申請に必要な書類が揃っているかを確認し、チェックをしてください。

 申請書類に不足がある場合は不備となりますので、ご注意ください。

-  a : 《申請者の本人確認ができる書類》のうち、提出する書類をチェックしてください。
-  b : 《開口部の断熱改修》については、提出する性能証明書の枚数を記入してください。
-  c : 《耐震改修》については、提出する書類をチェックしてください。

2枚目 記入見本(1)

次世代住宅ポイント
[0-1] リフォーム(戸別)ポイント発行申請書 2/4枚目

本申請書の記載内容、別紙「(リフォーム・一般)ポイント発行申請書同意事項(以下、同意事項)」を確認の上、申請を行います。

1 申請者の情報 本欄に記名押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したこととなります。

作成日	令和 元 年 10 月 15 日		
フリガナも必須 申請者氏名	フリガナ カ イ シ ュ ウ 氏 改 修	タ ロ ウ 名 太 郎	(改修)
郵便番号も必須 申請者の現住所 ^{*1}	〒 100 - 000× 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	フリガナ ト ウ キ ョ ウ ト 東 京 都 道 府 県 千 代 田 市 区 村	建物名 部 屋 番 号
連絡先 ^{いずれか必須}	固定	03 - 9876 - ××××	携帯 090 - 9876 - ××××
生年月日 <small>※法人の場合は記入不要</small>	明治・大正 昭和・平成	48 年 4 月 1 日	<p>☛ 昭和53年12月22日以降生まれ、または平成12年12月22日以降に生まれた子供と同居する方が持家(自ら居住)をリフォームした場合は、[E-1] リフォーム(若者・子育て)ポイント発行申請書で申請してください。</p>
他の補助金重複	<input checked="" type="checkbox"/> 本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度と併用しておりません。 <small>※詳しくは「申請の手引き」を参照</small>		

*1 既存住宅購入を伴う場合は、リフォームした住宅の住所(住民票に記載されている住所)を記入してください。

2 代理申請者の情報 本欄に記名押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したこととなります。

代理申請者 <small>※代理申請を行う場合のみ記入 ※個人の場合は事業者名・担当者所属は記入不要 ※記入がある場合、不備等の確認・連絡先になります。</small>	フリガナ ジ セ ダイ ジ ロ ウ 担当者氏名 次 世 代 次 郎	(次世代)	事業者名(屋号を含む) 株式会社 改修工務店 担当者所属 営 業 部
	〒 100 - 000× 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	東 京 都 道 府 県 中 央 市 区 町 村	建物名 部 屋 番 号
	連絡先 ^{いずれか必須}	固定	03 - 3333 - ××××

3 契約事業者の情報

分離発注の有無 <small>発注する場合のみ記入 事業者数()に記入</small>	<input type="checkbox"/> 住宅のリフォームを複数の事業者に分けて発注 発注した事業者数() <small>※分離発注とは、ポイント発行対象工事を複数の事業者に発注することを行います。 ※本申請書は代表事業者の情報を記入し、その他契約事業者の情報は、申請書別紙「分離発注事業者一覧」に記入してください。 併せて、すべての契約事業者の工事請負契約書およびリフォーム工事証明書(戸別用)を提出してください。</small>		
契約を締結した 工事施工者	事業者名(個人事業主を含む) <small>※支店名および部署名等は記入不要</small> 株式会社 改修工務店 代表者肩書 代表取締役社長 代表者氏名 住 宅 工 事		
有しな場合は記入不要	工事施工者の建設業許可 <input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣 (般00) 第(99××)号 <input type="checkbox"/> () 知事		
担当者	氏名 次 世 代 次 郎	連絡先	03 - 3333 - ××××



D-1
(事務局使用)

3枚目に続きます。

20190801版

2枚目 記入方法(1)

4 申請書を作成した日を記入してください。

5 申請者本人の氏名を記入してください。
別紙の<同意事項>をお読みにになり、同意の上、押印してください。

- ・フリガナも必ず記入してください。
- ・申請者が法人の場合は、《氏》に法人名、《名》に担当者名を記入し、法人の印鑑を押印してください。

【申請者が法人の場合の記入例】

フリガナも必須	フリガナ マルサンカグショウジカブシキガイシャ	エイギョウブ マルバツ タロウ	
申請者氏名	氏 ○△商事株式会社	名 営業部 ○× 太郎	

添付書類と一致すること

- C** 申請者の本人確認書類 →P37参照
もしくは
- E** (申請者が法人の場合)
法人の实在確認ができる書類 →P38参照
もしくは
- N** (既存住宅を購入した場合)
申請者の住民票の写し →P46参照

! 記名押印し、事務局に提出することにより、<同意事項>に同意したことになります。

6 申請者本人の現住所を記入してください。

- ・郵便番号は必ず記入してください。
 - ・住所は省略せずに記入してください。
共同住宅等の場合は、建物名、部屋番号まで必ず記入してください。
 - ・フリガナも必ず記入してください。
 - ・申請者が法人の場合は、担当者の住所を記入してください。
- ※事務局からの郵送物(交換商品含む)は、こちらに記載の住所に送付されます。
※住所が変更になった場合、すみやかに事務局に連絡してください。
※既存住宅購入を伴う場合は、住民票に記載されている住宅と同一であることを確認してください。

添付書類と一致すること

- N** (既存住宅を購入した場合)
申請者の住民票の写し →P46参照

7 申請者本人の連絡先を記入してください。

- ・固定電話番号、携帯電話番号のいずれかを必ず記入してください。
- ・申請者が法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。
- ・事務局より連絡する場合がありますので、日中に連絡がとりやすい電話番号を記入してください。

8 申請者本人の生年月日を記入してください。

- ・申請者が法人の場合は、記入不要です。
- ※昭和53年12月22日以降生まれ、または平成12年12月22日以降に生まれた
子供と同居する方が自ら居住する持家をリフォームした場合は、
【E-1】リフォーム(若者・子育て)ポイント発行申請書で申請してください。

添付書類と一致すること

- C** 申請者の本人確認書類 →P37参照
もしくは
- N** (既存住宅を購入した場合)
申請者の住民票の写し →P46参照

9 申請する工事について他の補助金と重複して申請していないことを確認し、チェックをしてください。

(P10参照)

添付書類と一致すること

- B** リフォーム工事証明書(戸別用)
※以降「リフォーム工事証明書」 →P36参照

2枚目 記入見本(2)

次世代住宅ポイント		【D-1】リフォーム(戸別)ポイント発行申請書 2/4枚目	
本申請書の記載内容、別紙「(リフォーム・一般)ポイント発行申請書同意事項(以下、同意事項)」を確認の上、申請を行います。			
1 申請者の情報 本欄に記名押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したこととなります。			
作成日	令和 元 年 10 月 15 日		
フリガナも必須 申請者氏名	フリガナ 氏 カイシュウ	タロウ	
郵便番号も必須 申請者の現住所 ^{*1}	〒 100 - 000×	フリガナ トウキョウト 東京 都道府県	チヨダク 千代田 市区町村
連絡先 ^{いづれか必須} ※日中に連絡がとりやすい番号を記入	固定 03 - 9876 - ××××	携帯 090 - 9876 - ××××	
生年月日 ※法人の場合は記入不要	明治・大正 昭和・平成	48 年 4 月 1 日	※昭和53年12月22日以降生まれ、または平成12年12月22日以降に生まれた子供と同居する方が持家(自ら居住)をリフォームした場合は、【E-1】リフォーム(若者・子育て)ポイント発行申請書で申請してください。
他の補助金重複	<input checked="" type="checkbox"/> 本制度と補助対象が重複する国の他の補助制度と併用しておりません。 ※詳しくは「申請の手引き」を参照		
*1 既存住宅購入を伴う場合は、リフォームした住宅の住所(住民票に記載されている住所)を記入してください。			
2 代理申請者の情報 本欄に記名押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したこととなります。			
10 代理申請者 ※代理申請を行う場合のみ記入 ※個人の場合は事業者名・担当者所属は記入不要 ※記入がある場合、不備等の確認・連絡先になります。	フリガナ 担当者氏名	シセタイ シロウ 次世代 次郎	事業者名(屋号を含む) 株式会社 改修工務店 担当者所属 営業部
	〒 100 - 000×	東京 都道府県	中央 市区町村
	〇〇町10-20-30	建物名 第二ビル	部屋番号
連絡先 ^{いづれか必須} ※日中に連絡がとりやすい番号を記入	固定 03 - 3333 - ××××	携帯 090 - 3333 - ××××	
3 契約事業者の情報			
11 分離発注の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅のリフォームを複数の事業者に分けて発注 発注した事業者数() ※分離発注とは、ポイント発行対象工事を複数の事業者に発注することをいいます。 ※本申請書は代表事業者の情報を記入し、その他契約事業者の情報は、申請書別紙「分離発注事業者一覧」に記入してください。 併せて、すべての契約事業者の工事請負契約書およびリフォーム工事証明書(戸別用)を提出してください。		
12 契約を締結した 工事施工者	事業者名(個人事業主を含む) ※支店名および略称名等は記入不要 株式会社 改修工務店 代表者肩書 代表取締役社長 代表者氏名 住宅 工事		
13 有しない場合は記入不要	工事施工者の 建設業許可 <input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣 (般00) 第(99××)号 <input type="checkbox"/> () 知事		
14 担当者	氏名 次世代 次郎	連絡先 03 - 3333 - ××××	

3枚目に続きます。

20190801版

2枚目 記入見本(2)

【代理申請を行う場合のみ記入】

10 代理申請者本人の情報を記入してください。
別紙の＜同意事項＞をお読みになり、同意の上、押印してください。

- ・担当者氏名のフリガナも必ず記入してください。
 - ・個人の場合、《事業者名》《担当者所属》は記入不要です。
 - ・個人事業主の場合で、屋号がある事業主は《事業者名》に屋号を記入してください。
 - ・住所は省略せずに記入してください。ビルや共同住宅等の場合、建物名、部屋番号まで必ず記入してください。
 - ・固定電話番号、携帯電話番号のいずれかを必ず記入してください。
 - ・事務局より連絡する場合がありますので、日中に連絡がとりやすい電話番号を記入してください。
- ※《代理申請者》欄に記入がある場合、不備等の確認・連絡先になります。

添付書類と一致すること

D 代理申請者の本人確認書類
→P37参照

⚠ 記名押印し、事務局に提出することにより、＜同意事項＞に同意したことになります。

11 【1つの契約事業者に発注する場合】
記入不要です。

【複数の契約事業者に分けて発注する場合】

分離発注の有無にチェックをし、発注する事業者数を記入してください。

- ・申請書には代表事業者の情報を記入してください。
 - ・その他契約事業者の情報は申請書別紙「分離発注事業者一覧」に記入してください。
 - ・すべての事業者について、工事請負契約書およびリフォーム工事証明書(戸別用)を提出してください。
- ※同一の契約事業者であっても、複数のリフォーム工事契約を締結した場合は、分離発注と同様に扱います。
(契約ごとの情報を記入し、工事請負契約書およびリフォーム工事証明書(戸別用)をそれぞれ提出してください。)

添付書類と一致すること

A 工事請負契約書 →P34参照
B リフォーム工事証明書 →P36参照

⚠ 契約を締結した契約事業者が複数(分離発注等)の場合⇒ P27を参照してください。

12 契約を締結した工事施工者の情報を記入してください。

添付書類と一致すること

A 工事請負契約書 →P34参照
B リフォーム工事証明書 →P36参照

13 工事施工者(12記載)の建設業許可番号を記入してください。
・建設業許可を有しない事業者の場合は記入不要です。

添付書類と一致すること

B リフォーム工事証明書 →P36参照

14 契約を締結した工事施工者の担当者情報を記入してください。
・事務局より連絡する場合がありますので、日中に連絡がとりやすい電話番号を記入してください。

3枚目 記入見本(1)

次世代住宅ポイント
[D-1] リフォーム(戸別)ポイント発行申請書 3/4枚目

4 ポイント発行対象住宅の情報

「申請者の現住所」と同じ(本欄の記入は不要)*2

フリガナ

〒 - 都 道 市 区 府 県 町 村

リフォームした*1 住宅の所在地

建物名 部屋番号

住宅の用途

持家(自ら居住) 貸家 借家

買取再販住宅 その他

住宅の種別

戸建住宅 共同住宅等

工事請負契約の適用消費税率 8%

d 原契約の締結日 平成 年 月 日

e 工事着手日*3 令和 年 月 日

*平成30年12月21日～平成31年3月31日であること

10%

f 原契約の締結日 平成 元年 8 月 10 日

g 引渡日*3 令和 元年 10 月 10 日

*令和元年10月1日以後であること

*1 過去に次世代住宅ポイント制度の新築でポイントが発行された住宅は申請できません。

*2 既存住宅の購入を伴う場合、他の住宅を指定して申請できません。

*3 添付する「リフォーム工事証明書(戸別用)」を参照して記入

5 リフォーム工事内容等(ポイントの確認)

※添付する「リフォーム工事証明書(戸別用)」を参照して記入

住宅設備工事	住宅設備の設置		太陽熱利用システム	<input type="checkbox"/>	24,000 ポイント
			高断熱浴槽	<input checked="" type="checkbox"/>	24,000 ポイント
			高効率給湯機	<input type="checkbox"/>	24,000 ポイント
			浴室乾燥機	<input type="checkbox"/>	18,000 ポイント
			ビルトイン食器洗機	<input checked="" type="checkbox"/>	18,000 ポイント
			掃除しやすいトイレ	<input checked="" type="checkbox"/>	18,000 ポイント
			節水型トイレ	<input type="checkbox"/>	16,000 ポイント
			ビルトイン自動調理対応コンロ	<input type="checkbox"/>	12,000 ポイント
			宅配ボックス*4	<input type="checkbox"/>	10,000 ポイント
			掃除しやすいレンジフード	<input type="checkbox"/>	9,000 ポイント
		節湯水栓	<input type="checkbox"/>	4,000 ポイント	
開口部の断熱改修	内窓設置	大 2.8m以上	(2)窓 × 20,000 ポイント =	40,000 ポイント	
		中 1.6m以上～2.8m未満	()窓 × 15,000 ポイント =	,000 ポイント	
		小 0.2m以上～1.6m未満	()窓 × 13,000 ポイント =	,000 ポイント	
	外窓交換	大 2.8m以上	()窓 × 20,000 ポイント =	,000 ポイント	
		中 1.6m以上～2.8m未満	()窓 × 15,000 ポイント =	,000 ポイント	
		小 0.2m以上～1.6m未満	()窓 × 13,000 ポイント =	,000 ポイント	
	ガラス交換	大 1.4m以上	(5)枚 × 7,000 ポイント =	35,000 ポイント	
		中 0.8m以上～1.4m未満	()枚 × 5,000 ポイント =	,000 ポイント	
		小 0.1m以上～0.8m未満	()枚 × 2,000 ポイント =	,000 ポイント	
	ドア交換	大 開戸:1.8m以上 引戸:3.0m以上	(1)枚 × 28,000 ポイント =	28,000 ポイント	
		開戸:1.0m以上1.8m未満 引戸:1.0m以上3.0m未満	()枚 × 24,000 ポイント =	,000 ポイント	
	住宅設備の合計				60,000 ポイント
窓・ドアの合計				103,000 ポイント	

*4 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限ります。

D-1

(事務局使用)

4枚目に続きます。

20190801版

19

3枚目 記入方法(1)

15 リフォームした住宅の所在地を記入してください。

- ・郵便番号は必ず記入してください。
- ・住所は省略せずに記入してください。
共同住宅等の場合は、建物名、部屋番号まで必ず記入してください。
- ・フリガナも必ず記入してください。

※《申請者の現住所》と同じ場合は  にチェックしてください。(その場合、《リフォームした住宅の所在地》の記入は不要)

添付書類と一致すること

- | | | |
|---|------------|--------|
| A | 工事請負契約書 | →P34参照 |
| B | リフォーム工事証明書 | →P36参照 |

 過去に次世代住宅ポイント制度の新築でポイントが発行された住宅(第三者による申請を含む)は申請できません。

 既存住宅の購入を伴う場合、他の住宅を指定して申請できません。

16 リフォームした住宅の用途をチェックしてください。

17 リフォームした住宅の種別をチェックしてください。

添付書類と一致すること

- | | | |
|---|------------|--------|
| B | リフォーム工事証明書 | →P36参照 |
|---|------------|--------|

18 適用消費税率にチェックし、工事請負契約の締結日等を記入してください。

【消費税率8%の場合】

 にチェックしてください。

-  **d** : 工事請負契約の締結日を記入してください。
 - ・リフォーム工事証明書(戸別用)に記載の日付を確認してください。
 - ・平成30年12月21日～平成31年3月31日までに締結された契約が対象です。
-  **e** : 工事着手日を記入してください。
 - ・リフォーム工事証明書(戸別用)に記載の日付を確認してください。
 - ・令和元年10月1日以降に工事着手された住宅が対象です。

添付書類と一致すること

- | | | |
|---|------------|--------|
| B | リフォーム工事証明書 | →P36参照 |
|---|------------|--------|

【消費税率10%の場合】

 にチェックしてください。

-  **f** : 工事請負契約の締結日を記入してください。
 - ・リフォーム工事証明書(戸別用)に記載の日付を確認してください。
 - ・平成31年4月1日以降に締結された契約が対象です。
-  **g** : 引渡日を記入してください。
 - ・リフォーム工事証明書(戸別用)に記載の日付を確認してください。
 - ・令和元年10月1日以降に引渡された住宅が対象です。



11 において分離発注のチェックを入れた場合、すべての契約が要件に適合する必要があります。(詳細P27)

3枚目 記入見本(2)

次世代住宅ポイント
[D-1] リフォーム(戸別)ポイント発行申請書 3/4 枚目

4 ポイント発行対象住宅の情報

<input checked="" type="checkbox"/> 「申請者の現住所」と同じ(本欄の記入は不要)*2	フリガナ		
郵便番号も必須 リフォームした*1 住宅の所在地	〒	-	都 道 市 区 町 村 府 県
住宅の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 持家(自ら居住) <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 買取再販住宅 <input type="checkbox"/> その他	建物名	部屋番号
工事請負契約の 適用消費税率	<input checked="" type="checkbox"/> 8% 原契約の締結日 平成 年 月 日 <small>※平成30年12月21日～平成31年3月31日であること</small>	<input type="checkbox"/> 10% 原契約の締結日 平成 年 月 日 <small>※平成31年4月1日以降であること</small>	工事着手日*3 令和 年 月 日 <small>※令和元年10月1日以降であること</small>
	<input checked="" type="checkbox"/> 8% 原契約の締結日 平成 年 月 日 <small>※平成30年12月21日～平成31年3月31日であること</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 10% 原契約の締結日 令和 年 月 日 <small>※令和元年10月1日以降であること</small>	引渡日*3 令和 年 月 日 <small>※令和元年10月1日以降であること</small>

*1 過去に次世代住宅ポイント制度の新築でポイントが発行された住宅は申請できません。
 *2 既存住宅の購入を伴う場合、他の住宅を指定して申請できません。
 *3 添付する「リフォーム工事証明書(戸別用)」を参照して記入

5 リフォーム工事内容等(ポイントの確認)

※添付する「リフォーム工事証明書(戸別用)」を参照して記入

19 住宅設備工事	住宅設備の設置				
	太陽熱利用システム	<input type="checkbox"/>	24,000	ポイント	
	高断熱浴槽	<input checked="" type="checkbox"/>	24,000	ポイント	
	高効率給湯機	<input type="checkbox"/>	24,000	ポイント	
	浴室乾燥機	<input type="checkbox"/>	18,000	ポイント	
	ビルトイン食器洗機	<input checked="" type="checkbox"/>	18,000	ポイント	
	掃除しやすいトイレ	<input checked="" type="checkbox"/>	18,000	ポイント	
	節水型トイレ	<input type="checkbox"/>	16,000	ポイント	
	ビルトイン自動調理対応コンロ	<input type="checkbox"/>	12,000	ポイント	
	宅配ボックス*4	<input type="checkbox"/>	10,000	ポイント	
掃除しやすいレンジフード	<input type="checkbox"/>	9,000	ポイント		
節湯水栓	<input type="checkbox"/>	4,000	ポイント		
住宅設備の合計			60,000	ポイント	

20 開口部の断熱改修	内窓設置	大 2.8m以上	(2) 窓 × 20,000 ポイント =	40,000	ポイント	
		中 1.6m以上～2.8m未満	() 窓 × 15,000 ポイント =		,000	
		小 0.2m以上～1.6m未満	() 窓 × 13,000 ポイント =		,000	
	窓・ドア	外窓交換	大 2.8m以上	() 窓 × 20,000 ポイント =		,000
			中 1.6m以上～2.8m未満	() 窓 × 15,000 ポイント =		,000
			小 0.2m以上～1.6m未満	() 窓 × 13,000 ポイント =		,000
	ガラス交換	大 1.4m以上	(5) 枚 × 7,000 ポイント =	35,000	ポイント	
		中 0.8m以上～1.4m未満	() 枚 × 5,000 ポイント =		,000	
		小 0.1m以上～0.8m未満	() 枚 × 2,000 ポイント =		,000	
	ドア交換	大 開戸:1.8m以上 引戸:3.0m以上	(1) 枚 × 28,000 ポイント =	28,000	ポイント	
		小 開戸:1.0m以上1.8m未満 引戸:1.0m以上3.0m未満	() 枚 × 24,000 ポイント =		,000	
	窓・ドアの合計			103,000	ポイント	

*4 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸に独立して設置された宅配ボックスに限ります。

D-1
(事務局使用)

4枚目に続きます。

20190801版

21

3枚目 記入方法(2)

【住宅設備の設置をした場合のみ記入】

- 19** リフォーム工事証明書(戸別用)の《住宅設備の設置》を確認してください。
- ・リフォーム工事証明書(戸別用)に記載されている工事内容を確認し、該当する箇所をチェックしてください。
※複数選択可
 - ・《掃除しやすいトイレ》と《節水型トイレ》はいずれかのみ。
 - ・宅配ボックスを共同住宅に設置する場合、**単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置されたもの**に限ります。
 - ・それぞれのポイント数を計算し、合計を **⑦** に記入してください。

添付書類と一致すること

B	リフォーム工事証明書	→P36参照
F	性能証明書	→P39参照
G	対象製品証明書 納品書	→P40参照
L	工事写真(工事前/工事後)	→P44参照

⚠ 各設備の台数によらず、設置を行った設備に応じたポイントの合計を発行します。

【開口部の断熱改修をした場合のみ記入】

- 20** リフォーム工事証明書(戸別用)の《断熱改修工事 窓・ドア》を確認してください。
- ・リフォーム工事証明書(戸別用)に記載されている工事内容を確認し、**窓数、枚数**を記入してください。
 - ・それぞれのポイント数を計算し、合計を **⑧** に記入してください。

添付書類と一致すること

B	リフォーム工事証明書	→P36参照
F	性能証明書	→P39参照
L	工事写真(工事前/工事後)	→P44参照

⚠ 1箇所あたりのポイント数 × 施工箇所数(枚数) のポイント数を発行します。

⚠ 申請には**工事前または工事中の写真**が必要です。
撮り忘れた場合、ポイントが発行されません。

4枚目 記入見本(1)

【D-1】リフォーム(戸別)ポイント発行申請書 4 / 4 枚目

5 リフォーム工事内容等(ポイントの確認)

※添付する「リフォーム工事証明書(戸別用)」を参照して記入

部位/区分	A-1-A-2-B-C		D-E-F		ポイント
	6.0m<1.7>以上	4.0m<1.1>以上	6.0m<1.7>以上	4.0m<1.1>以上	
断熱材 (使用量) <small>各部位の使用量を こえる場合は</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 6.0m<1.7>以上	<input type="checkbox"/> 4.0m<1.1>以上	<input type="checkbox"/> 6.0m<1.7>以上	<input type="checkbox"/> 4.0m<1.1>以上	100,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 3.0m<0.9>以上	<input type="checkbox"/> 2.0m<0.6>以上	<input type="checkbox"/> 3.0m<0.9>以上	<input type="checkbox"/> 2.0m<0.6>以上	50,000 ポイント
屋根・天井	<input type="checkbox"/> 6.0m<4.0>以上	<input type="checkbox"/> 3.5m<2.5>以上	<input type="checkbox"/> 6.0m<4.0>以上	<input type="checkbox"/> 3.5m<2.5>以上	32,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 3.0m<2.0>以上	<input type="checkbox"/> 1.8m<1.3>以上	<input type="checkbox"/> 3.0m<2.0>以上	<input type="checkbox"/> 1.8m<1.3>以上	16,000 ポイント
床	<input type="checkbox"/> 3.0m<2.5>以上	<input type="checkbox"/> 2.0m<1.5>以上	<input type="checkbox"/> 3.0m<2.5>以上	<input type="checkbox"/> 2.0m<1.5>以上	60,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 0.9m<0.375>以上	<input type="checkbox"/> 0.6m<0.225>以上	<input type="checkbox"/> 0.9m<0.375>以上	<input type="checkbox"/> 0.6m<0.225>以上	32,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 1.5m<1.3>以上	<input type="checkbox"/> 1.0m<0.8>以上	<input type="checkbox"/> 1.5m<1.3>以上	<input type="checkbox"/> 1.0m<0.8>以上	30,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 0.45m<0.195>以上	<input type="checkbox"/> 0.3m<0.12>以上	<input type="checkbox"/> 0.45m<0.195>以上	<input type="checkbox"/> 0.3m<0.12>以上	30,000 ポイント

※同一部位で複数回申請はできません。(部分断熱含む)

断熱材の合計 **100,000** ポイント

バリアフリー改修	手すりの設置	<input checked="" type="checkbox"/> 5,000 ポイント
	段差解消	<input type="checkbox"/> 6,000 ポイント
	廊下幅等の拡張	<input type="checkbox"/> 28,000 ポイント
	ホームエレベーターの新設 <small>※戸建住宅または共同住宅専有部に新設した工事</small>	<input type="checkbox"/> 150,000 ポイント
衝撃緩和畳の設置 <small>※4.5畳以上設置した場合に限る</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 17,000 ポイント	

バリアフリー改修の合計 **22,000** ポイント

23 耐震改修
対象となる耐震改修工事の実施(負担額が15万円以上に限る)
※共同住宅の耐震改修は申請できません(一棟の申請を利用)。
※国費が充当された地方公共団体が交付する補助金等との併用はできません。
 150,000 ポイント

24 リフォーム瑕疵保険
国土交通大臣が指定する住宅専門の保険会社(住宅瑕疵担保責任保険法人)が取り扱うリフォーム瑕疵保険
 7,000 ポイント

25 インспекション
対象となるインспекションの実施(申請者が依頼主であること)
検査日 平成 令和 年 月 日
※平成30年12月21日以後であること
 7,000 ポイント

①～⑤の合計ポイント数

住宅設備の合計 + 窓・ドアの合計 + 断熱材の合計 + バリアフリー改修の合計 + 耐震改修 + リフォーム瑕疵保険 + インспекション = **292,000** ポイント

既存住宅購入を伴ったリフォーム工事
既存住宅の購入を伴ったリフォームである(自ら居住することが目的であり、不動産売買契約の締結日から、リフォームの工事請負契約の締結日が3か月以内であること)
 既存住宅購入等との加算
安心R住宅 それ以外
A と同数のポイント → **292,000** ポイント

総合合計ポイント数 **A + B = 584,000** ポイント

2万ポイント未満は対象外です。
また、1戸あたり30万ポイント(安心R住宅を購入しリフォームを行う場合は45万ポイント)が上限です。
■他の申請で発行された次世代住宅ポイントの合計()ポイント ※わからない場合は記入不要。
※他に発行を受けた次世代住宅ポイントがある場合、事務局は上限の範囲内でポイントを発行します。

発行申請するポイント数 **450,000** ポイント

ポイント発行申請と同時に商品交換を申込み場合は以下を
 【別紙】ポイント交換申込書を添付する

◆【別紙】ポイント交換申込書の添付がない場合は交換の受付は行いません。ポイント発行後に交換申込みをしてください。



D-1

(事務局使用)

4枚目 記入方法(1)

【外壁・屋根・天井、床の断熱改修をした場合のみ記入】

21 リフォーム工事証明書(戸別用)の《断熱改修工事 断熱材》を確認してください。

- ・リフォーム工事証明書(戸別用)に記載されている工事内容を確認し、**該当する部位・区分・使用量をチェック**してください。
- ・リビングなど住宅の一部に断熱改修を行っても、《部分断熱》の使用量を満たせば申請できます。
- ・同一部位で使用する断熱材の区分が混在する場合、(D~F)の使用量に1.5を乗じたものを(A-1~C)の使用量に合算することができます。その場合、(A-1~C)の区分にチェックをしてください。
- ・それぞれのポイント数を計算し、合計を **A** に記入してください。

添付書類と一致すること

B リフォーム工事証明書	→P36参照
H 納品書または 施工証明書	→P41参照
L 工事写真(工事中)	→P44参照

⚠ 同一部位で複数回申請はできません。(部分断熱含む)

【バリアフリー改修をした場合のみ記入】

22 リフォーム工事証明書(戸別用)の《バリアフリー改修》を確認してください。

- ・リフォーム工事証明書(戸別用)に記載されている工事内容を確認し、**該当する対象工事をチェック**してください。
- ・それぞれのポイント数を計算し、合計を **B** に記入してください。

添付書類と一致すること

B リフォーム工事証明書	→P36参照
F 性能証明書(ホームエレベーター、衝撃緩和畳)	→P39参照
L 工事写真(工事前/工事後)	→P44参照

⚠ 箇所数によらず、改修を行った対象工事に応じたポイントの合計を発行します。

【耐震改修をした場合のみ記入】

23 リフォーム工事証明書(戸別用)の《その他 耐震改修の実施》を確認してください。

- ・リフォーム工事証明書(戸別用)の該当欄にチェックが入っている場合は**申請書にもチェック**をし、ポイント数を **C** に記入してください。
- ・共同住宅の耐震改修は申請できません。(一括の申請を利用)

添付書類と一致すること

B リフォーム工事証明書	→P36参照
I 耐震改修証明書	→P42参照
L 工事写真(工事中)	→P44参照

【リフォーム瑕疵保険に加入した場合のみ記入】

24 リフォーム工事証明書(戸別用)の《その他 リフォーム瑕疵保険》を確認してください。

- ・リフォーム工事証明書(戸別用)の該当欄にチェックが入っている場合は**申請書にもチェック**をし、ポイント数を **D** に記入してください。

添付書類と一致すること

B リフォーム工事証明書	→P36参照
J 保険証券 または 保険付保証明書	→P43参照

【インスペクションを実施した場合のみ記入】

25 インスペクションを実施した場合、**チェック**をしてください。

- ・チェックした場合はポイント数を **E** に記入してください。
- G** : 検査日を記入してください。
- ・申請者が**インスペクションの依頼者**であることが必要です。

添付書類と一致すること

K インスペクション実施証明書等	→P43参照
-------------------------	--------

4枚目 記入見本(2)

【D-1】リフォーム(戸別)ポイント発行申請書 4 / 4 枚目

5 リフォーム工事内容等(ポイントの確認)

※添付する「リフォーム工事証明書(戸別用)」を参照して記入

部位 / 区分	A-1-A-2-B-C		D-E-F		ポイント
	6.0㎡<1.7>以上	4.0㎡<1.1>以上	6.0㎡<1.7>以上	4.0㎡<1.1>以上	
外壁 断熱材 (使用量) <small>各部位の使用量を こえる場合は</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 6.0㎡<1.7>以上	<input type="checkbox"/> 4.0㎡<1.1>以上	<input type="checkbox"/> 6.0㎡<1.7>以上	<input type="checkbox"/> 4.0㎡<1.1>以上	100,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 3.0㎡<0.9>以上	<input type="checkbox"/> 2.0㎡<0.6>以上	<input type="checkbox"/> 3.0㎡<0.9>以上	<input type="checkbox"/> 2.0㎡<0.6>以上	50,000 ポイント
屋根・天井	<input type="checkbox"/> 6.0㎡<4.0>以上	<input type="checkbox"/> 3.5㎡<2.5>以上	<input type="checkbox"/> 6.0㎡<4.0>以上	<input type="checkbox"/> 3.5㎡<2.5>以上	32,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 3.0㎡<2.0>以上	<input type="checkbox"/> 1.8㎡<1.3>以上	<input type="checkbox"/> 3.0㎡<2.0>以上	<input type="checkbox"/> 1.8㎡<1.3>以上	16,000 ポイント
床	<input type="checkbox"/> 3.0㎡<2.5>以上	<input type="checkbox"/> 2.0㎡<1.5>以上	<input type="checkbox"/> 3.0㎡<2.5>以上	<input type="checkbox"/> 2.0㎡<1.5>以上	60,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 0.9㎡<0.375>以上	<input type="checkbox"/> 0.6㎡<0.225>以上	<input type="checkbox"/> 0.9㎡<0.375>以上	<input type="checkbox"/> 0.6㎡<0.225>以上	30,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 1.5㎡<1.3>以上	<input type="checkbox"/> 1.0㎡<0.8>以上	<input type="checkbox"/> 1.5㎡<1.3>以上	<input type="checkbox"/> 1.0㎡<0.8>以上	30,000 ポイント
	<input type="checkbox"/> 0.45㎡<0.195>以上	<input type="checkbox"/> 0.3㎡<0.12>以上	<input type="checkbox"/> 0.45㎡<0.195>以上	<input type="checkbox"/> 0.3㎡<0.12>以上	30,000 ポイント
バリアフリー改修	手すりの設置	<input checked="" type="checkbox"/>	段差解消	<input type="checkbox"/>	5,000 ポイント
	廊下幅等の拡張	<input type="checkbox"/>	ホームエレベーターの新設	<input type="checkbox"/>	6,000 ポイント
	衝撃緩和畳の設置	<input type="checkbox"/>	ホームエレベーターの新設	<input type="checkbox"/>	28,000 ポイント
	衝撃緩和畳の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	ホームエレベーターの新設	<input type="checkbox"/>	150,000 ポイント
耐震改修	対象となる耐震改修工事の実施(負担額が15万円以上に限る) ※共同住宅の耐震改修は申請できません(一棟の申請を利用)。 ※国費が充当された地方公共団体が交付する補助金等との併用はできません。			<input type="checkbox"/>	150,000 ポイント
	国土交通大臣が指定する住宅専門の保険会社 (住宅瑕疵担保責任保険法人)が取り扱う リフォーム瑕疵保険			<input checked="" type="checkbox"/>	7,000 ポイント
インスペクション	対象となるインスペクションの実施 (申請者が依頼主であること)			<input type="checkbox"/>	7,000 ポイント
	検査日 平成 令和 年 月 日 <small>※平成30年12月21日以降であること</small>				

1～5の合計ポイント数

住宅設備の合計 + 窓・ドアの合計 + **A**断熱材の合計 + **+**バリアフリー改修の合計 + **+**耐震改修 + **+**リフォーム瑕疵保険 + **+**インスペクション = **A** **292**,000 ポイント

27 既存住宅購入を伴ったリフォームである
(自ら居住することが目的であり、不動産売買契約の締結日から、
リフォームの工事請負契約の締結日から3か月以内であること)

安心R住宅 それ以外

B 既存住宅購入等の加算 **B** **292**,000 ポイント

28 **A** + **B** = **C** **584**,000 ポイント

29 2万ポイント未満は対象外です。
また、1戸あたり30万ポイント(安心R住宅を購入しリフォームを行う場合は45万ポイント)が上限です。
■他の申請で発行された次世代住宅ポイントの合計()ポイント ※わからない場合は記入不要。
※他に発行を受けた次世代住宅ポイントがある場合、事務局は上限の範囲内でポイントを発行します。

30 **D** 発行申請するポイント数 **450,000** ポイント

31 【別紙】ポイント交換申込書を添付する

◆【別紙】ポイント交換申込書の添付がない場合は交換の受付は行いません。ポイント発行後に交換申込みをしてください。

20190801版

4枚目 記入方法(2)

26 ①～④の合計を計算し、A に記入してください。

【既存住宅購入を伴った場合のみ記入】

27 該当する場合はチェックしてください。

- ・既存住宅の不動産売買契約から3か月以内にポイント発行対象となるリフォームの工事請負契約を締結した場合はチェックを入れてください。
- ・チェックを入れた場合は、A に記入したポイント数と同数を B にも記入してください。

【安心R住宅を購入する場合】

i : チェックを入れてください。

【安心R住宅以外の既存住宅を購入する場合】

j : チェックを入れてください。

添付書類と一致すること

<input type="checkbox"/> M	不動産売買契約書	→P45参照
<input type="checkbox"/> N	申請者の住民票の写し	→P46参照

安心R住宅を購入する場合

<input type="checkbox"/> O	安心R住宅調査報告書	→P47参照
----------------------------	------------	--------

28 A～B の合計を計算し、C に記入してください。

29 本制度のポイント発行対象として既に申請されている場合、そのポイント数を記入してください。

- ・初めて申請する方は 0 を記入してください。
- ・わからない場合は記入不要です。(事務局で確認して、申請する発行ポイントを修正します。)

30 今回発行申請するポイント数を計算し、D に記入してください。

- ・ i にチェックを入れた場合のポイント数上限は450,000ポイントです。
- ・ j にチェックがない場合のポイント数上限は300,000ポイントです。
- ・20,000ポイント未満は対象外となります。

⚠ 対象住宅が本制度のポイント発行対象として既に申請されている場合、以下のとおり記入してください。

- ・ 28 のポイントと 29 のポイントの合計がポイント数上限を超えない場合 ⇒ 28 をそのまま 30 に記入
- ・ 28 のポイントと 29 のポイントの合計がポイント数上限を超える場合 ⇒ 28 から超過分を引いたポイントを 30 に記入

31 ポイント発行申請と同時に商品交換を申込み場合はチェックし、ポイント交換申込書を併せて提出してください。(P54参照)

- ・【別紙】ポイント交換申込書の添付がない場合は交換の受付は行いません。ポイント発行後に交換申込みをしてください。

分離発注等、契約事業者が複数の場合 ①

いわゆる分離発注など、複数の契約事業者と別々に契約・工事を行った場合、書類の添付や申請書の記入等は下記のとおり行ってください。

❗ 全ての契約事業者に発注した工事が対象期間に該当する必要があります。

※分離発注とは、ポイント発行対象工事を複数の事業者に発注することをいいます。

(同一の事業者であっても、複数のリフォーム工事契約を締結した場合は、分離発注と同様に扱います。)

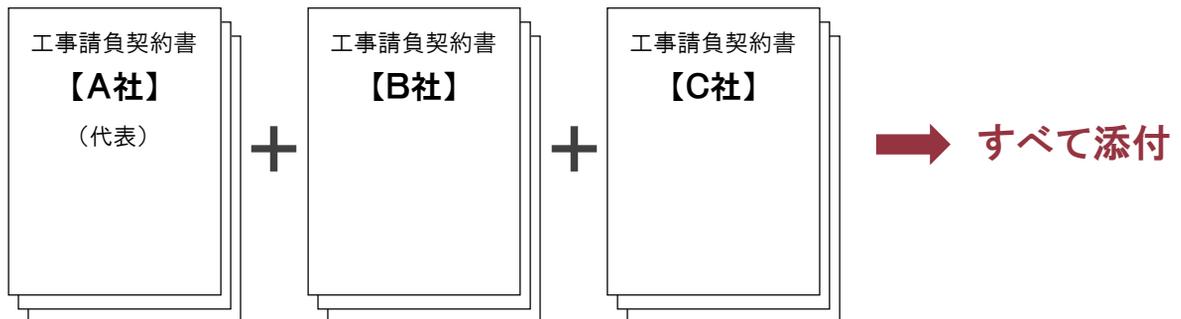
例：3者(A社/B社/C社)に分離発注した場合

請負工事の金額が最も大きい事業者を代表事業者として申請してください。

(A社が代表事業者として申請する場合を例示)

① 添付書類 / 工事請負契約書

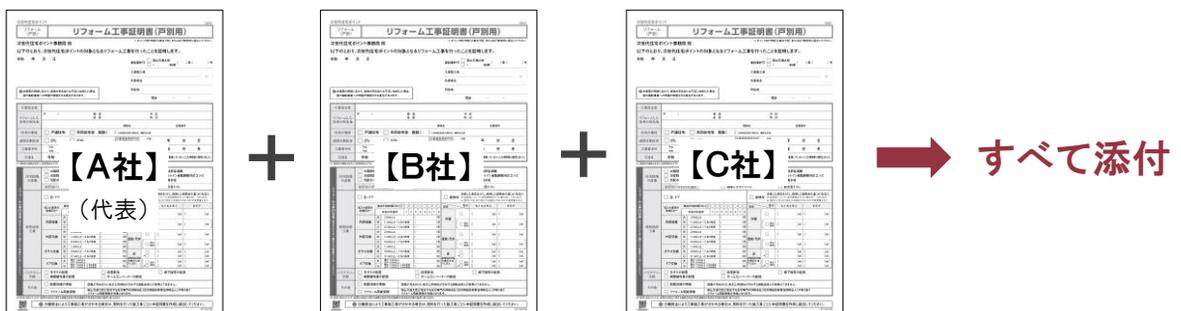
締結したすべての工事請負契約書を添付してください。



② 添付書類 / リフォーム工事証明書(事務局指定) ※指定書式は事務局ホームページよりダウンロードできます。

各工事施工者からそれぞれリフォーム工事証明書(戸別用)を入手し、すべて添付してください。

⚠ 同一の工事施工者と複数のリフォーム工事契約を行い、工事請負契約書が分かれる場合は、契約ごとのリフォーム工事証明書(戸別用)が必要です。



*次ページへ続く

分離発注等、契約事業者が複数の場合 ②

③ 申請書の記入

申請書の《3 契約事業者の情報》欄および《4 ポイント発行対象住宅の情報》の《工事請負契約の適用消費税率》欄には代表事業者が情報を記入してください。

【申請書 / 2枚目】

3 契約事業者の情報	
分離発注の有無 <small>※分離発注とは、ポイント発行対象工事を複数の事業者に発注することをいいます。 ※本申請書は代表事業者の情報を記入し、その他契約事業者の情報は、申請書別紙「分離発注事業者一覧」に記入してください。 併せて、すべての契約事業者の工事請負契約書およびリフォーム工事証明書(戸別用)を提出してください。</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅のリフォームを複数の事業者に分けて発注 発注した事業者数(3)
契約を締結した工事施工者 <small>※事業者名(個人事業主を含む) ※実況および経歴を必ず記入する</small>	株式会社 改修工務店
代表者名 代表取締役社長	代表者氏名 住宅 工事
工事施工者の建設業許可 <small>有しない場合は記入不要</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣 (般00)第(99)××号 <input type="checkbox"/> ()知事
担当者 氏名	次世代 次郎
	連絡先 03 - 3333 - 3333

- 1: チェックを入れ、発注した工事施工者の総数を記入してください。
※同一の工事施工者と複数のリフォーム工事契約をした場合は、契約の総数を記入してください。
- 2: 代表事業者(A社)の情報を記入してください。

【申請書 / 3枚目】

4 ポイント発行対象住宅の情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 「申請者の現住所」と同じ(本欄の記入は不要) ^{*2}
郵便番号も必須 リフォームした ^{*1} 住宅の所在地	フリガナ 〒 - 都 道 府 県 市 区 町 村
住宅の用途 <input checked="" type="checkbox"/> 持家(自ら居住) <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 買取再販住宅 <input type="checkbox"/> その他	建物名 住宅の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等
工事請負契約の適用消費税率	<input type="checkbox"/> 8% 原契約の締結日 平成 年 月 日 工事着手日 ^{*3} 令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 10% 原契約の締結日 平成 元 年 8 月 10 日 引渡日 ^{*3} 令和 元 年 10 月 10 日

- 3: 代表事業者(A社)と締結した工事請負契約における適用消費税率、契約の締結日、工事着手日/引渡日を記入してください。

分離発注等、契約事業者が複数の場合 ③

④ 申請書別紙 分離発注事業者一覧の記入

代表事業者を除く契約事業者は、申請書別紙「分離発注事業者一覧」に必要事項を記入してください。

【申請書別紙 分離発注事業者一覧】

次世代住宅ポイント

4 / 枚付 (別紙・指定)

共通		【申請書別紙】分離発注事業者一覧	
申請者	改修 太郎	申請書に記入した代表事業者以外の契約事業者の情報を記入してください。記入欄が足りない場合は、コピーしてご使用ください。 ※本欄に記名押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したことになります。	
工事内容	内窓設置工事	事業者名(個人事業主を含む) ※支店および部署名等は記入不要	事業者印
契約を締結した 工事施工者	〇〇株式会社	8% 原契約の締結日 平成 年 月 日 工事着手(予定)日*2 令和 年 月 日	【B社の情報】
工事請負契約の 適用(予定)消費税率	<input checked="" type="checkbox"/> 10% 原契約の締結日 平成 元年 8 月 10 日 引渡(予定)日*2 令和 元年 10 月 2 日		
工事内容	手すりの設置工事	事業者名(個人事業主を含む) 株式会社××工務店	事業者印
契約を締結した 工事施工者		8% 原契約の締結日 平成 年 月 日 工事着手(予定)日*2 令和 年 月 日	【C社の情報】
工事請負契約の 適用(予定)消費税率	<input checked="" type="checkbox"/> 10% 原契約の締結日 平成 元年 8 月 10 日 引渡(予定)日*2 令和 元年 10 月 5 日		
工事内容		事業者名(個人事業主を含む) ※支店および部署名等は記入不要	事業者印
契約を締結した 工事施工者		8% 原契約の締結日 平成 年 月 日 工事着手(予定)日*2 令和 年 月 日	
工事請負契約の 適用(予定)消費税率	<input type="checkbox"/> 10% 原契約の締結日 平成 年 月 日 引渡(予定)日*2 令和 年 月 日		
工事内容		事業者名(個人事業主を含む) ※支店および部署名等は記入不要	事業者印
契約を締結した 工事施工者		8% 原契約の締結日 平成 年 月 日 工事着手(予定)日*2 令和 年 月 日	
工事請負契約の 適用(予定)消費税率	<input type="checkbox"/> 10% 原契約の締結日 平成 年 月 日 引渡(予定)日*2 令和 年 月 日		

*1 ポイント発行申請(工事完了後)時は押印不要
*2 添付する工事証明書(計画書)またはリフォーム工事証明書(計画書)を参照して記入

◆ すべての工事期間が要件に適合する場合のみポイントの発行対象となります。

2019年4月版

- 4 : 添付する枚数を記入してください。
 - 5 : 申請者の氏名を記入してください。
 - 6 : 工事施工者の情報を記入してください。
 - ⊕ : 担当する工事内容を記入してください。
 - ⊕ : 工事施工者の事業者名を記入してください。
・押印不要です。
・支店名、部署名は記入不要です。
 - ⊕ : 適用消費税率が8%の場合は
チェックをし、契約の締結日・工事着手日を
記入してください。
 - ⊕ : 適用消費税率が10%の場合は
チェックをし、契約の締結日・引渡日を
記入してください。
- ⚠ 同一の工事施工者と
複数のリフォーム工事契約をした場合は、
契約ごとに記入してください。

代表事業者含む

すべての契約事業者に発注した工事が対象期間に該当する必要があります。

ポイント発行申請

添付書類の準備

 次世代住宅ポイント



添付書類の準備

申請には以下の添付書類が必要です。

添付書類一覧

I すべての方が提出する書類

A	工事請負契約書	コピー	P34参照
B	リフォーム工事証明書(戸別用)	原本	P36参照
C	申請者の本人確認書類	コピー	P37参照

II 代理申請を行う場合に提出する書類

D	代理申請者の本人確認書類	コピー	P37参照
----------	--------------	-----	-------

III 申請者が法人の場合に提出する書類

E	法人の实在確認ができる書類	コピー	P38参照
----------	---------------	-----	-------

*次ページへ続く

IV 住宅設備を設置した場合に提出する書類

F	太陽熱利用システム	性能証明書	原本	P39参照
F	高断熱浴槽	性能証明書	原本	P39参照
G	高効率給湯機	対象製品証明書(事務局指定)	原本	P40参照
		納品書	コピー	
G	浴室乾燥機	対象製品証明書(事務局指定)	原本	P40参照
		納品書	コピー	
G	ビルトイン食器洗機	対象製品証明書(事務局指定)	原本	P40参照
		納品書	コピー	
G	掃除しやすいトイレ	対象製品証明書(事務局指定)	原本	P40参照
		納品書	コピー	
G	節水型トイレ	対象製品証明書(事務局指定)	原本	P40参照
		納品書	コピー	
G	ビルトイン自動調理対応コンロ	対象製品証明書(事務局指定)	原本	P40参照
		納品書	コピー	
F	宅配ボックス	性能証明書	原本	P39参照
G	掃除しやすいレンジフード	対象製品証明書(事務局指定)	原本	P40参照
		納品書	コピー	
G	節湯水栓	対象製品証明書(事務局指定)	原本	P40参照
		納品書	コピー	
L	すべての工事を箇所ごとに撮影した 工事写真 (工事前/工事後)		-	P44参照

V 開口部の断熱改修を行った場合に提出する書類

F	性能証明書	原本	P39参照	
L	すべての工事を箇所ごとに撮影した 工事写真 (工事前/工事後)		-	P44参照

VI 外壁、屋根・天井、床の断熱改修を行った場合に提出する書類

H	納品書(事務局指定) または 施工証明書 (事務局指定)	原本	P41参照	
L	すべての工事を箇所ごとに撮影した 工事写真 (工事中)		-	P44参照

*次ページへ続く

VII バリアフリー改修を行った場合に提出する書類

F	ホームエレベーターの新設	性能証明書	原本	P39参照
F	衝撃緩和量	性能証明書	原本	P39参照
L	すべての工事を箇所ごとに撮影した 工事写真 (工事前/工事後)		-	P44参照

VIII 耐震改修を行った場合に提出する書類

I	耐震改修証明書	①	次世代住宅ポイント制度用 耐震改修証明書(事務局指定)	原本	P42参照
		②	増改築等工事証明書 ※耐震改修工事を含むものに限る	コピー	
		③	住宅耐震改修証明書 および 申請書	コピー	
L	工事写真 (工事中)		-	P44参照	

IX リフォーム瑕疵保険へ加入した場合に提出する書類

J	リフォーム瑕疵保険の保険証券 または 保険付保証明書	コピー	P43参照
----------	----------------------------	-----	-------

X インспекションを実施した場合に提出する書類

K	インспекション実施証明書	①	次世代住宅ポイント制度用 インспекション実施証明書 (事務局指定)	原本	P43参照
		②	建物状況調査の結果の概要	コピー	P43参照

XI 既存住宅購入を伴った場合に提出する書類

M	既存住宅購入加算	不動産売買契約書	コピー	P45参照
N	申請者の住民票の写し		原本	P46参照

[安心R住宅を購入した場合に提出する書類]

O	既存住宅購入加算	安心R住宅調査報告書	コピー	P47参照
----------	----------	------------	-----	-------

 コピーは、A4普通紙にはっきりと認識できるようにしてください。

I すべての方が提出する書類

A 工事請負契約書

コピー

入手方法

申請者と工事施工者が発注時に締結

必ず原契約書を提出してください。

【工事請負契約書のイメージ】

書式1-1

住宅リフォーム工事
請負契約書

平成〇〇年〇月〇日

工事名称 △棟部 新築改修工事

工事場所 東京都千代田区〇〇町1-1

工期 令和〇年〇月〇日より 令和〇年〇月〇日まで

注文者名 △ 太郎 様 (印) TEL 03-1234-0000
住所 東京都中央区〇〇町1-1 FAX 03-2345-0000

請負者名 株式会社 × 工務店 TEL 03-3456-0000
代表者 × 建夫 様 (印) FAX 03-4567-0000
住所 東京都港区〇〇町1-1
担当者名 × 花子

1. 請負金額 金 12,420,000 円 (税込)

品名	数量	単価	小計
1. 〇〇	1	1,000,000	1,000,000
2. 〇〇	2	1,000,000	2,000,000
3. 〇〇	7	150,000	1,050,000
4. 〇〇	1	1,000,000	1,000,000
5. 解体・廃棄物処理費			
工事価格 (税抜き)			11,500,000
取引に係る消費税等			920,000
合計 (税込)			12,420,000

3. 支払方法 前払金 () 金 () 円 (税込)
部分払 () 金 () 円 (税込)
竣工払 (工事完了確認後 〇日以内) 金 12,420,000 円 (税込)
金 () 円 (税込)

※この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する
※この書類は大切に保管してください。 100801 版

下記の内容が確認できること

- 契約日
・平成30年12月21日以降であること
- 契約内容
・リフォーム工事に係る契約であることがわかる記述
- 工事代金、消費税率または消費税額
- 契約した住宅の住所
・リフォームした住宅の住所と一致すること
- 発注者名(申請者) および 押印
- 請負者名(工事施工者) および 押印

- ⚠ 約款の提出は不要です。
- ⚠ 領収書・振込通知書・請求書等の書類では不可。
- ⚠ ホームセンター等の販売店が発行する設備等の販売伝票および売買契約書では申請不可。
- ⚠ リースの契約書は対象外です。
- ⚠ 電子契約等により、必要事項が確認できない場合は追加書類を求めることがあります。詳しくは事務局までお問合せください。
- ⚠ 国費が充当された他の補助金を併用する場合、工事対象が重複しないよう工事請負契約を分けて締結すること。

分離発注の場合は、すべての事業者の契約書を添付してください。(P27参照)

要件を満たせば、工事請負契約ごとに分けて申請することは可能です。ただし、それぞれの申請に発行されたポイントを合算して交換利用することはできません。

工事請負契約書の代わりに **注文書・請書** を添付する場合

注文書・請書の両方を添付してください。

【注文書のイメージ】

注 文 書

2019年○月○日

○×工務店(工事施工者) 御中

発注者の住所 東京都中央区○町○○
2-2-2

発注者の氏名 ○△ 太郎(発注者) 印

工事名 ○△様邸改修工事 工期 2019年○月○日～2019年○月○日

工事場所 ××県××市××町×-×-× 引渡 2019年○月○日

金額 10000000 支払条件 ○○○○

工事概要 新築改修工事および設備工事

下記のとおり、注文いたします。
お引き受けの際は、請書をご提出ください。

名	単	単	単	備
1 新築改修工事	㎡	5,000	5,000,000	
2 設備工事	式	1	5,000,000	
3				
4				
5				
6				
7				
8				

(摘要)

【請書のイメージ】

請 書

2019年○月○日

取入印 印

○△ 太郎(発注者) 御中

請負者の住所 東京都中央区○町○○
2-2-2

請負者の氏名 ○×工務店 印

工事名 ○△様邸改修工事 工期 2019年○月○日～2019年○月○日

工事場所 ××県××市××町×-×-× 引渡 2019年○月○日

金額 10000000 支払条件 ○○○○

工事概要 新築改修工事および設備工事

下記のとおり、ご注文をお受けいたします。

名	単	単	単	備
1 新築改修工事	㎡	5,000	5,000,000	
2 設備工事	式	1	5,000,000	
3				
4				
5				
6				
7				
8				

(摘要)

+

下記の内容が確認できること

- 注文日
- 注文内容
 - ・リフォーム工事に係る契約であることがわかる記述
- 注文した住宅の住所
 - ・リフォームした住宅の住所と一致すること
- 注文者名(申請者) および 押印
- 工事代金、消費税率または消費税額

下記の内容が確認できること

- 請負日(工事請負契約日)
 - ・平成30年12月21日以降であること
- 請負内容
 - ・リフォーム工事に係る契約であることがわかる記述
- 請け負った住宅の住所
 - ・リフォームした住宅の住所と一致すること
- 請負者名(工事施工者) および 押印
- 工事代金、消費税率または消費税額

I すべての方が提出する書類

C 申請者の本人確認書類 (代理申請者がいる場合も必要です)

コピー

II 代理申請を行う場合に提出する書類

D 代理申請者の本人確認書類

コピー

下記(イ)~(へ)のいずれか1つを提出

※ **C**・**D** 共通

(イ) 住民票の写し

※発行日が申請時点から3か月以内のもの
※マイナンバーが記載されていないもの(※)



(ロ) マイナンバーカード

⚠️ 必ず表面のみ提出してください。(※)
※裏面にはマイナンバーが記載されているため、提出しないでください。



(ハ) 運転免許証

※国際免許証は除く



*申請時、マイナンバーの記載がある場合、
事務局(受付窓口を含む)は番号を塗りつぶします。

(ニ) パスポート



(ホ) 在留カード または 特別永住者証明書

【在留カード】

※在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



【特別永住者証明書】

※有効期限内のもの



(ヘ) 健康保険証 または 後期高齢者医療被保険者証

【健康保険証】



【後期高齢者医療被保険者証】



- ⚠️ 申請者が法人の場合は担当者の本人確認書類を提出してください。
- ⚠️ いずれも申請時点で有効期間内のものに限りです。
- ⚠️ 氏名 や 生年月日 等が確認できる面をはっきりと認識できるよう、コピーしてください。

⚠️ 既存住宅購入を伴った場合は **C** の提出は不要です。

Ⅲ 申請者が法人の場合に提出する書類

E 法人の実在確認ができる書類

コピー

入手方法

法務局より発行

下記(イ)～(ロ)のいずれか1つを提出

(イ) 商業登記の現在事項証明書 または履歴事項証明書

(ロ) 法人印の印鑑証明書

履歴事項全部証明書	
商号	株式会社 エネ不動産
本店	神奈川県横浜市西区××町2-5-8
会社設立の準拠法	株式会社
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://accounts
会社成立の年月日	平成16年4月26日
目的	インターネット、電子メール、携帯電話等の利用に関するコンサルティングの提供、不動産の賃貸、不動産の売買、不動産の管理、不動産の仲介による借組の企画、制作、販売、販売 4 インターネット、ブロードバンド、各モバイル等へ、映像・情報コンテンツソフトの企画、制作、配信及び関連プログラムの開発、ホームページ作成、販売、リース、運営サービスに関する業務 5 世界の生活、日用品、スポーツ用品、健康器具、自転車、自動車用品及び部品、玩具、アパレル製品、衣料雑貨品、靴及び袋身、アクセサリー、室内装飾品、サプリメント、健康食品、化粧品、家庭用電化製品等の輸入販売、輸出販売、小売販売、卸売販売 6 消費者からの委託によるインターネットを使用した輸入代行業務 7 インターネットショップの企画運営及びワンクリックシステムによる加盟店に対する商品管理、販売促進、経営指導等のフランチャイズ業務 8 前各号に付帯する一切の業務
発行する株式の総数	1500株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本の額	100万円
役員に関する事項	取締役 山田 太郎 取締役 山田 次郎

印鑑証明書	
印鑑	本店、主たる事務所または支配人を置いた営業所 神奈川県横浜市西区××町2-5-8
商号又は名称	株式会社 エネ不動産
代表取締役	山田 太郎 昭和17年5月5日 生

上記印鑑の証明
上記のとおり証明する。
令和●●年●●月●●日
●●法務局××支局
登記官 ▲山 ■彦 印

下記に該当すること

- 商号が会社名と一致すること
- 発行元の記載・押印があること

⚠ いずれも申請時点から3か月以内のものに限ります。

⚠ 記載事項が確認できる面をはっきりと認識できるよう、コピーしてください。

- IV 住宅設備を設置した場合に提出する書類
- V 開口部の断熱改修を行った場合に提出する書類
- VII バリアフリー改修を行った場合に提出する書類

F 性能証明書

原本

入手方法

建材メーカーが発行、工事施工者より入手 ※サンプルは事務局ホームページよりご確認ください。

以下の証明書の画像は、一部の製品のみ掲載しています。
詳細についてはメーカーにお問い合わせください。

住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、高断熱浴槽、宅配ボックス)

【高断熱浴槽】

次世代住宅ポイント 性能証明書		高断熱浴槽
製品型番	000H23	
登録番号(品・番号)	00003	
1.製品名	ABCシリーズ	
2.浴槽タイプ	設置ユニット形	
3.浴槽サイズ	1000×1000	
事業者名(メーカー名)	000株式会社	

【宅配ボックス】

次世代住宅ポイント 性能証明書		宅配ボックス
製品型番	000Wz	登録No. 00003
製品番号(シリアルNo.)	12345678	
1.メーカー	ABC株式会社	
2.製品名	ABCシリーズ	
3.住宅タイプ(戸建て/集合)	集合住宅	
4.システム(構造/機能)	標準式	
5.ボックス		
事業者名(メーカー名)	ABC株式会社	

下記の内容が確認できること

- 製品型番
- 製品番号
- 事業者名(メーカー名)

! 宅配ボックスについては、ボックス数が2以上であっても、発行されるポイントは1戸分となります。

開口部の断熱改修 (内窓設置、外窓交換、ガラス交換、ドア交換)

【内窓設置】

次世代住宅ポイント 性能証明書		内窓
製品型番	A00AAM	
登録番号(品・番号)	000023	
1.製品名	□□サンレ	
2.材質	樹脂製	
3.形式	引き違い	
4.窓サイズ	W1500mm×H1500mm	
5.断熱		
6.ガラスの仕様		
7.ガラスの厚さ(単層/複層)		
8.開口部の断熱基準		
9.自製標準		
10.施工基準(対応地域)	1~7地域	
事業者名(メーカー名)	株式会社000	

【ガラス交換】

次世代住宅ポイント 性能証明書シール台紙		ガラス
製品型番	△△△	
製品名	△△△	
サイズ	W1500mm×H1500mm(天)	
仕様		
ガラスの仕様		
ガラスの厚さ(単層/複層)		
ガラスの断熱性能		
事業者名(メーカー名)	株式会社△△△	

下記の内容が確認できること

- 製品型番
- 製品番号
- 事業者名(メーカー名)

【ガラス交換】

※地域区分や種類により、フォーマットが異なります。
(リフォーム専用ガラスの性能証明書はガラスに同梱されているラベルをメーカー指定の台紙に貼付したものを提出してください)

バリアフリー改修 (ホームエレベーターの新設、衝撃緩和量)

【ホームエレベーター】

次世代住宅ポイント 性能証明書		ホームエレベーター
製品型番	000H23	
登録番号(品・番号)	00001	
1.製品名	ABCシリーズ	
2.本体の内寸法	W1000×D1000×H2000 mm	
事業者名(メーカー名)	000株式会社	

【衝撃緩和量】

次世代住宅ポイント 性能証明書シール台紙		衝撃緩和量
製品型番	000	
製品名	ABCシリーズ	
サイズ	W1000mm×D1000mm	
仕様		
衝撃緩和量		
事業者名(メーカー名)	000株式会社	

下記の内容が確認できること

- 製品型番
- 製品番号
- 事業者名(メーカー名)

【衝撃緩和量】

※半量または1量のシールが量に貼られて出荷されます。
指定の台紙に合計が4.5量以上になるようにシールを貼付してください。

IV 住宅設備を設置した場合に提出する書類

G	対象製品証明書(事務局指定)	原本
	納品書	コピー
入手方法	対象製品証明書：工事施工者より入手 ※指定書式は事務局ホームページよりダウンロードできます。 納品書：納品元(流通事業者、販売店、建材メーカー等)が発行、工事施工者より入手	

以下の証明書の画像は、一部の製品のみ掲載しています。

! 詳細については、販売店またはメーカーにお問い合わせください。
 (記入方法等については、事務局ホームページより「対象製品証明書および納品書の発行について」をご確認ください。)

住宅設備の設置

(高効率給湯機、浴室乾燥機、ビルトイン食器洗機、掃除しやすいトイレ、節水型トイレ、
 ビルトイン自動調理対応コンロ、掃除しやすいレンジフード、節湯水栓)

《対象製品証明書》

【高効率給湯機】

【掃除しやすいトイレ】

下記の内容が確認できること

- 事務局指定の書式であること
- 施工邸名および住所
- 施工完了日
- 工事施工者の情報
- 製品型番
 - ・事務局に登録された型番であること

【掃除しやすいトイレ】

※「密結便器タイプ」の場合、便器に加えて、便座の型番も記載される必要があります。



《納品書》

下記の内容が確認できること

- 納品元
 - ・流通事業者、販売店、建材メーカー等
- 施工邸名・施工場所
 - あるいは納品先の事業者名(工事施工者)
- 製品型番
 - ・事務局に登録された型番であること

! 工事施工者が発行する仕入伝票等の書類では受付不可です。

VI 外壁、屋根・天井、床の断熱改修を行った場合に提出する書類

H 納品書(事務局指定) または 施工証明書(事務局指定)

原本

入手方法

納品書 : 納品元(流通事業者、販売店、建材メーカー等)が発行、工事施工者より入手
 施工証明書 : 断熱改修を実施する事業者が作成。工事施工者より入手
 ※指定書式は事務局ホームページよりダウンロードできます。

納品書(ボード系・マット系/畳床用)

【ボード系・マット系】

××年○月○日

次世代住宅ポイント 納品書 断熱材
ボード系・マット系

△△〇〇 種

納入者名: ○◆株式会社
 納入担当名: ●▲△
 住所: □□県〇〇市△△3-2-3

施工部名: ○◆●● 種別

納期: ××年○月○日

受渡場所: □□県〇〇市△△3-2-3

事業者名(メーカー名)	製品名	製品型番(※1)	断熱材区分(※2)	施工部名(※3)	施工使用量(㎡)
○□株式会社	△◆●●	ABC00123	E	8.2	

※1 製品型番の欄には、各製造事業者が次世代住宅ポイント事業に登録している製品型番を記入してください。
 ※2 断熱材区分欄のA~Fに該当する断熱材(※3)の区分を記入してください。
 A:1、A:2、B:1、B:2、C:1、C:2、D:1、D:2、E、F

【畳床用】

××年○月○日

次世代住宅ポイント 納品書 断熱材
畳床用

△△〇〇 種

納入者名: ○◆株式会社
 納入担当名: ●▲△
 住所: □□県〇〇市△△3-2-3

施工部名: ○◆●● 種別

納期: ××年○月○日

受渡場所: □□県〇〇市△△3-2-3

事業者名(メーカー名)	製品名	製品型番(※1)	断熱材区分(※2)	施工部名(※3)	施工使用量(㎡)
○□株式会社	△◆●●	XYZ00123	E	1.5	1.65

※1 製品型番の欄には、各製造事業者が次世代住宅ポイント事業に登録している製品型番を記入してください。
 ※2 断熱材区分欄のA~Fに該当する断熱材(※3)の区分を記入してください。
 A:1、A:2、B:1、B:2、C:1、C:2、D:1、D:2、E、F

下記の内容が確認できること

- 事務局指定の書式であること
- 納入者名(流通事業者等)および押印
- 納品先(工事施工者宛)
- 受渡場所
・リフォームした住宅の住所と一致すること
- 製品型番/断熱材区分/出荷量(使用量)等が正しく記載されていること

施工証明書(吹込み・吹付け)

××年○月○日

次世代住宅ポイント 施工証明書 断熱材
吹込み・吹付け

△△〇〇 種

施工事業者名: ○◆株式会社
 工事担当名: ●▲△
 住所: □□県〇〇市△△3-2-3

施工部名: ○◆●● 種別

住所: □□県〇〇市△△3-2-3

施工完了日: ××年×月×日

事業者名(メーカー名)	製品名	製品型番(※1)	断熱材区分(※2)	施工部名(※3)	施工使用量(㎡)
○□株式会社	△◆●●	XYZ00123	E	△△△	6.5

※1 製品型番の欄には、各製造事業者が次世代住宅ポイント事業に登録している製品型番を記入してください。
 ※2 断熱材区分欄のA~Fに該当する断熱材(※3)の区分を記入してください。
 A:1、A:2、B:1、B:2、C:1、C:2、D:1、D:2、E、F

下記の内容が確認できること

- 事務局指定の書式であること
- 施工業者名(断熱改修を実施した事業者)および押印
- 納品先(工事施工者)
- 住所
・リフォームした住宅の住所と一致すること
- 製品型番/断熱材区分/施工使用量等が正しく記載されていること

Ⅹ リフォーム瑕疵保険へ加入した場合に提出する書類

J リフォーム瑕疵保険の保険証券 または 保険付保証明書

コピー

入手方法

住宅瑕疵担保責任保険法人より入手

※書式は保険法人により異なります

下記の内容が確認できること

- 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書であること
- 所在地
・リフォームした住宅の住所と一致すること
- 保険の開始日
・対象工事の引渡日以降であること

Ⅹ インスペクションを実施した場合に提出する書類

K インスペクション実施証明書等

入手方法

建築士(既存住宅状況調査技術者)より入手

以下の①～②のいずれか1つを提出。

① 次世代住宅ポイント制度用インスペクション実施証明書(事務局指定)

原本

※指定書式は事務局ホームページよりダウンロードできます。

下記の内容が確認できること

- 事務局指定の書式であること
- 調査を実施した建築士の記名・押印
- 所在地
・リフォームした住宅の住所と一致すること
- 調査の実施日
・平成30年12月21日以降であること

② 建物状況調査の結果の概要

コピー

下記の内容が確認できること

- 調査を実施した建築士の氏名
- 所在地
・リフォームした住宅の住所と一致すること
- 調査の実施日
・平成30年12月21日以降であること
- 調査の区分
・共同住宅等の場合、住戸型にチェックがあること

- IV 住宅設備を設置した場合に提出する書類
- V 開口部の断熱改修を行った場合に提出する書類
- VI 外壁、屋根・天井、床の断熱改修を行った場合に提出する書類
- VII バリアフリー改修を行った場合に提出する書類
- VIII 耐震改修を行った場合に提出する書類

L 工事写真

入手方法 リフォーム工事前/工事後、または工事中の写真を撮影。

① 撮影方法

⚠ 工事前後の撮影をする場合、工事前と工事後を同様の画角、構図で撮影してください。

工事内容	撮影方法		撮影単位
住宅設備の設置	工事前	撤去前の住宅設備全体が確認できること (太陽熱利用システムは集熱器も含む) ※増築等により設備を増設した場合は、 増築前の外観全景が確認できること。	住宅設備ごとに 工事前後で 2枚撮影
	工事後	・設置された住宅設備全体が確認できること	
開口部の断熱改修	工事前	・改修前の開口部全体が確認できること ※増築等により開口部を増設した場合は、 増築前の外観全景を撮影。	開口部ごとに 工事前後で 2枚撮影
	工事後	・開口部全体が確認できること ・複数枚のガラスで構成される開口部は 交換したガラスのすべてが確認できる場合は 写真は1枚で可	
外壁、屋根・天井、床の断熱改修	工事中	・断熱材を敷設する作業状況が確認できること ※ 工事後に撮影されたものは不可	工事箇所ごとに 1枚撮影
バリアフリー改修	工事前	・改修前の工事部位全体が確認できること ・エレベーターの新設は、設置前の外観全景が 確認できること	工事箇所ごとに 工事前後で 2枚撮影
	工事後	・改修箇所が確認できること	
耐震改修	工事中	・耐震補強工事の内容が確認できること 例)戸建住宅:筋交いの設置、構造用合板の設置等 共同住宅等:鉄鋼粒レースの設置、RC壁の増設等 ※ 工事後に撮影されたものは不可	耐震改修工事につき 1枚を撮影

② 提出方法

- 台紙に指定はありませんが、必ず「申請者氏名」や工事ごとに「対象工事内容」等を記入してください。
- 工事写真は、並べて貼付してください。
※原則、**カラーで提出**してください。
- 事務局ホームページより「工事写真台紙」がダウンロードできます。

【工事写真台紙】



XI 既存住宅購入を伴った場合に提出する書類

M 既存住宅購入加算

不動産売買契約書

コピー

入手方法

申請者と売主が購入時に締結

【不動産売買契約書のイメージ】

収入印紙

不動産売買契約書

物件の表示

一棟の建物の表示

建物の名称 ○○○○ハウス
所在地 東京都千代田区○○街1-1-1
住居表示 ()
構造 ○○○○造 ○○○○層 ○ 階建
延床面積 ○○.○○㎡ 戸数 ○○戸
(備考)

建物の表示

家屋番号 ○○○○ 建物の番号 ○○○○ 築年数 | 401 |
種 別 ○○○○ 種 類 ○○○○造 ○ 階建
床 面 積 ○ 階部分 ○○.○○㎡(公簿面積) 納税年月日 ○○年 ○月 ○日
(備考)

建物の付属物・付属建物

敷地権の種類

① 東京千代田区○○街○○番地
②
③
④

権利の種類

① 所有権 有・無
② 借地権 有・無
③ 賃借権 有・無

所有権以外の権利

種類 1. 新築特約権
2. 定期借地権(一般・借地借家特約付・事業用)
3. その他()

期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
地位 賃借 借
専属の 存在
賃貸人 氏名

(備考)

契約を締結し、本契

年月日

下記の内容が確認できること

- 契約日
 - ・リフォーム工事の請負契約締結日が3か月以内であること
- 契約内容
 - ・既存住宅の売買に係る契約であることがわかる記述
- 契約した住宅の住所
 - ・リフォームした住宅の住所と一致すること
- 買主名(申請者) および 押印
- 売主名 および 押印
- 売買代金
- 契約約款
 - ・瑕疵担保責任についての条項が確認できるもの

⚠ 電子契約等により、必要事項が確認できない場合は追加書類を求めることがあります。詳しくは事務局までお問合せください。



新築住宅を購入してリフォームを行った場合は、加算の対象になりません。契約約款で確認できない場合は、不動産登記等の追加書類を求めることがあります。

XI 既存住宅購入を伴った場合に提出する書類

N 申請者の住民票の写し

原本

入手方法

市区町村より入手



既存住宅購入を伴った場合は **C** 申請者の本人確認書類の提出は不要です。住民票の写しは必ず原本を提出してください。

住民票					
氏名	生年月日	性別	続柄	世帯主	住民となった年月日
新築 次郎	昭和53年1月10日	男	本人	新築 次郎	令和〇年〇月〇日
					住民票コード
					省略
住所	□□県■■市〇〇区△△町1203-1				
本籍	□□県■■市〇〇区△△町1203-1				筆頭者
前住所	<h1>Sample</h1>				
転出先					
備考					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明します。

令和●●年●●月●●日

■■市長 ▲▲ ▲▲ 印

※発行日が申請時点から3か月以内のもの

下記の内容が確認できること

- 氏名(申請者)
- 《住所》がリフォームした住宅の住所と一致すること



マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
記載がある場合、事務局(受付窓口を含む)は番号を塗りつぶします。

ポイント発行申請

申請書類の提出について

 次世代住宅ポイント

申請前にもう一度ご確認ください

確認

1

OK

申請書類はすべて揃っていますか？

申請書類のご確認に「申請書類チェックシート」をご活用ください。

※申請受付に使用するため、**チェックシートも提出が必要です**。提出がない場合、受付できません。
※チェックシート内の**記入項目(氏名およびチェックボックス等)は必ず記入の上**、提出してください。

提出した書類は返却できません

確認

2

OK

申請書は正しく記入されていますか？

確認

3

OK

申請書・添付書類のコピーは取りましたか？

控えとしてコピーをお手元に残し、大切に保管してください。

すべて確認後、申請しましょう。

1 申請書類の提出方法

受付窓口

に持参する場合

- 全国に設置された受付窓口を持参してください。
- お近くの受付窓口は事務局ホームページで確認してください。

ホームページアドレス <https://www.jisedai-points.jp>

次世代住宅ポイント事務局

ナビダイヤル
(通話料がかかります)

0570-001-339

受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日含む)

IP電話等からのご利用の場合
(通話料がかかります)

042-303-1553

※お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう、十分にご注意ください。

郵送

で事務局に
申請書類を送付
する場合

- 下記住所に申請書類を郵送してください。
- ❗ 郵送の場合、申請時点とは、事務局が申請を受理し、審査システムに登録した日とします。(消印日ではありません。)
- ❗ 郵送後に申請書類の不備に気づいても、追加の郵送は行わないでください。(追加で郵送されても受け付けできません。)事務局からの連絡(お知らせ)に従い、改めて郵送してください。

申請書類 郵送先

〒115-8691 赤羽郵便局私書箱10号
次世代住宅ポイント 申請受付係

⚠ 郵送で提出する場合の注意事項

- 申請書は折り曲げ厳禁です。
- 封筒には差出人の住所・氏名を必ず記入してください。
- 必ず郵便にて送付してください。(メール便や宅配便などご利用いただけません。)
- 書類の量により郵送料が変わります。料金不足による不着とならないよう、郵便窓口からの郵送をお勧めします。なお、郵送料は申請者のご負担となります。
- 申請書類には個人情報が多く含まれるため、配送状況や到着の確認ができる書留やレターパック等の使用をお勧めします。
- 代理申請の場合等、複数の申請を1つの封筒に入れて郵送する場合は、封筒に「複数申請書類在中」と記入してください。また、申請1件ごとにクリアファイルやクリップでまとめて、複数の申請書類がバラバラにならないよう気をつけてください。
- 提出された申請書類は返却できません。(申請に不要なものは提出しないでください。)
- 事務局が申請書類を受け取る前に発生した書類の紛失や郵送の遅延等の事故およびその事故に起因して生じる損害等に対して、事務局はその一切の責任を負いません。

❗ 申請書類の受付について

- 提出された申請書類に不備がある場合、申請書類を受け付けないことがあります。また、受付後に不備が見つかった場合、訂正期限を設定して、是正のご連絡をいたします。
- 訂正期限までに訂正されない場合は、申請を無効とすることがあります。
- 申請が無効になったことにより、ポイントの発行を受けられない等の損失について、事務局(受付窓口を含む)はその一切の責任を負いません。

2 ポイント発行について

ポイント発行申請後、申請書類に不備等がなければ
1.5～2か月程度で発行ポイント数・利用ポイント数などが記載された
「次世代住宅ポイント 発行・交換のお知らせ(ポイント通知)」を申請者へ郵送します。

ポイント通知サンプル

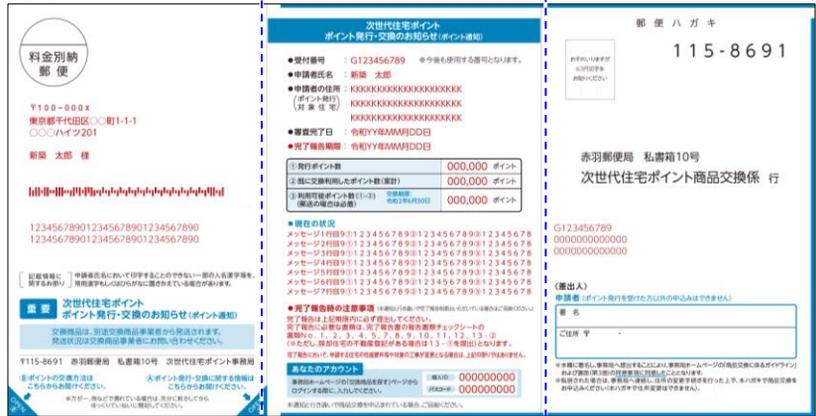
【ポイント通知】(圧着式)



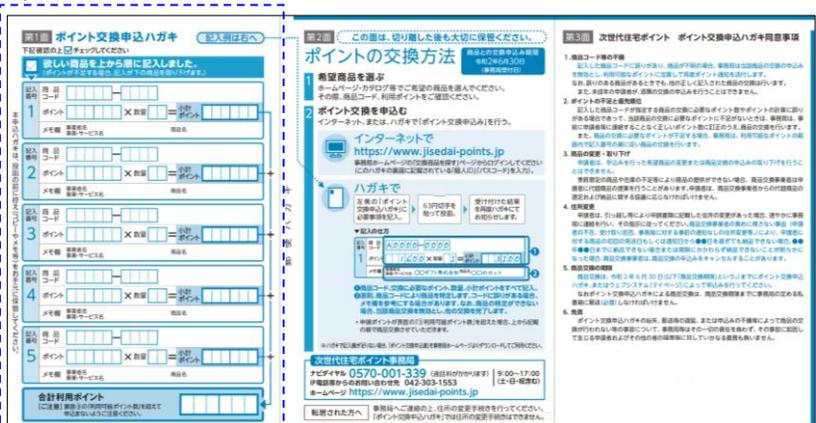
《ポイント発行・交換のお知らせ(ポイント通知)》

申請情報や発行ポイントの状況などが記載されています。
内容について誤りがないか確認をしてください。

【表面】



【裏面】



《ポイント交換申込ハガキ》 ※利用可能ポイントがある場合のみ

本ハガキで商品交換の申込を行うことができます。
別面に記載されている交換方法や同意事項を確認の上、申込みを行ってください。

3 商品交換について

① 商品交換方法について

発行されたポイントは以下の方法で商品と交換できます。

インターネット

を利用した申込み
(P53参照)

事務局ホームページ「交換商品を探す」ページにてログインすることで、商品交換の検索と交換申込みを一括して行うことができます。

郵送

による申込み
(P54～参照)

交換商品カタログ等より商品を選定し、以下のいずれかの書類を郵送することで交換申込みを行うことができます。

(1) ポイント交換申込書

交換商品カタログ、あるいは事務局ホームページより入手できます。

 ポイント発行申請書と併せて提出することも可能です。

(2) ポイント交換申込ハガキ

ポイント通知ハガキより切り取ってご利用ください。
なお、1度に交換できる商品は5つまでです。

郵送先 〒115-8691 赤羽郵便局私書箱10号 次世代住宅ポイント 商品交換係

 同一住宅で行うリフォーム工事を複数回申請した場合、それぞれの申請に発行されたポイントを合算して交換利用することはできません。

② 注意事項

- 商品交換期限は **令和2年6月30日**です。
期限を過ぎて利用されていないポイントはすべて無効となります。
- 商品はおおむね、申込みから1か月程度で発送されます。(事業者が提供時期を予め公表しているものを除く)
- 商品を一度にまとめて申込みと同時期に届く場合があります。
商品の収納場所等ご確認の上、お申込みください。

4 商品交換方法 - インターネットを利用

① ログイン方法

【事務局ホームページ トップ画面】



Step 1

「交換商品の検索」をクリック

【「交換商品を探す」ページ】



Step 2

「ログイン」をクリック

【ログイン画面】



Step 4

「ログイン」をクリック

〈ポイント通知〉



※個人IDおよびパスワードはポイント通知の「あなたのアカウント」欄に記載されます。

Step 3

ポイント通知に記載の個人ID・パスワードを入力

- ⚠ ログイン後、必ずパスワードの変更を行ってください。
- ⚠ ご利用には、初回のログインの際に、メールアドレスの登録が必要です。

② マイページの機能について

- ログイン後、交換申込みが可能になることに加え、以下の「マイページ」の機能を利用することができます。

【ログイン後の画面】



「マイページ」をクリック

【マイページ】



カート
商品交換の申込みはこちらからできます。

お気に入り一覧
お気に入りに登録した商品の一覧および商品の詳細を確認することができます。

アカウント設定
アカウント情報の設定を行うことができます。また、メールアドレス・パスワードの変更のほか、現住所・連絡先の変更、配送先に指定する住所の登録/変更が可能です。

ポイント交換履歴

過去に交換の申込みを行った履歴の一覧および配送状況が確認できます。

交換事業者へのレビュー

交換が完了した申込みについて、交換事業者への評価を行うことができます。また、各商品の過去の評価も確認できます。

5 商品交換方法 - 郵送(1) ポイント交換申込書

① ポイント交換申込書 サンプル

② 記入方法

! ポイント交換申込書に記名し、事務局へ提出することにより、「商品交換に係るガイドライン」*および「ポイント交換申込書同意事項」に同意したこととなります。*商品交換カタログまたは事務局ホームページよりご確認ください。

1 総ページ数と各申込書が何ページ目に該当するかを記入してください。

2 受付番号を記入してください。
 ・窓口申請の場合：受付証に記載されます。
 ・郵送申請の場合：事務局からの通知物に記載されます。
 ※ポイント発行申請と同時に申込み場合は記入不要。

3 申請者の情報を記入してください。
 ※ポイント発行を受けた方以外の申込みはできません。
 ・[連絡先]は固定電話番号、携帯電話番号のいずれかを必ず記入してください。
 ・事務局より連絡する場合がありますので、日中に連絡がとりやすい電話番号を記入してください。

4 利用可能ポイント数を記入してください。
 ・最新のポイント通知に記載された「利用可能ポイント数」を記入してください。
 ※ポイント発行申請と同時に申込み場合は、申請書の「発行申請するポイント数」(P25参照)を記入してください。

5 記載内容を確認し同意の上、チェックしてください。

6 交換を希望する商品の情報を記入してください。
 ・商品の情報を確認の上、[商品コード][ポイント][数量][事業者名/事業・サービス名][商品名]を記入してください。

7 ポイント×数量を計算して記入してください。

8 申込みを行うすべての商品のポイント数を合計し、記入してください。
 ・利用可能ポイント数を超えて申込みしないよう注意してください。
 ・ポイントが不足する場合、上から記載の順で商品交換を行います。
 ※複数枚使用の場合は最後の一枚に計算結果を記入してください。

9 交換後の利用可能ポイント数を記入してください。
 ・**4** から **8** を引いたポイント数が交換後の利用可能ポイント数です。
 ※複数枚使用の場合は最後の一枚に計算結果を記入してください。

6 商品交換方法 - 郵送(2) ポイント交換申込ハガキ

① ポイント交換申込ハガキ サンプル

【表面】

郵便ハガキ

115-8691

おそれいますが
63円切手を
お貼りください

赤羽郵便局 私書箱10号
次世代住宅ポイント商品交換係 行

G123456789
00000000000000
00000000000000

〈差出人〉
申請者(ポイント発行を受けた方以外の申込みはできません)

① 署名 **新築 太郎**

ご住所 〒 **100-000X**
東京都渋谷区〇〇町9-9-9

※本欄に署名し、事務局へ提出することにより、事務局ホームページの「商品交換に係るガイドライン」および裏面(第3面)の同意事項に同意したこととなります。
※転居された場合は、事務局へ連絡し、住所の変更手続きを行った上で、本ハガキで商品交換をお申込みください(本ハガキで住所変更はできません)

【裏面】

第1面 **ポイント交換申込ハガキ** 記入例は右へ

下記確認の上 チェックしてください
(ポイントが不足する場合、記入が下の商品を取り下げます)

② 欲しい商品を上から順に記入しました。
(ポイントが不足する場合、記入が下の商品を取り下げます)

記入番号	商品コード	ポイント	数量	×	小計ポイント
3	A0000-123X	10000	2		20000
メモ欄		事業者名 〇〇(株) 商品名 〇〇のグルメ			

記入番号	商品コード	ポイント	数量	×	小計ポイント
2	A1111-111X	50000	1		50000
メモ欄		事業者名 〇〇(株) 商品名 〇〇詰め合わせ			

記入番号	商品コード	ポイント	数量	×	小計ポイント
3	B2222-222X	10000	1		10000
メモ欄		事業者名 △△産業(株) 商品名 △△用品			

記入番号	商品コード	ポイント	数量	×	小計ポイント
4					
メモ欄		事業者名 商品名			

記入番号	商品コード	ポイント	数量	×	小計ポイント
5					
メモ欄		事業者名 商品名			

合計利用ポイント
[ご注意] 裏面の「利用可能ポイント数」を超えて申込みしないようご注意ください。

⑤ 170000

本申込ハガキは、投函の前に控え(コピー)やメモ等をお手元に保管してください。

② 記入方法

! ポイント交換申込ハガキに記名し、事務局へ提出することにより、「商品交換に係るガイドライン」*および「ポイント交換申込書同意事項」に同意したこととなります。*商品交換カタログまたは事務局ホームページよりご確認ください。

- ① 申請者の情報を記入してください。
※ポイント発行を受けた方以外の申込みはできません。
※転居された場合は事務局へ連絡し、住所の変更手続きを行った上で、商品交換を申込みください。
(ポイント交換申込ハガキでは住所変更できません。)

- ② 記載内容を確認し同意の上、チェックしてください。

- ③ 交換を希望する商品の情報を記入してください。
・商品の情報を確認の上、[商品コード][ポイント][数量][事業者名/事業・サービス名][商品名]を記入してください。
・交換商品は、事務局ホームページで確認できます。

- ④ ポイント×数量を計算して記入してください。

- ⑤ 申込みを行うすべての商品のポイント数を合計し、記入してください。
・利用可能ポイント数を超えて申込みしないよう注意してください。
・ポイントが不足する場合、上から記載の順で商品交換を行います。

参考資料

 次世代住宅ポイント



同意事項

ポイント発行申請書同意事項

第1条 次世代住宅ポイント制度とポイントの発行

次世代住宅ポイント事業(以下「本事業」という。))は、「次世代住宅ポイントによる住宅需要変動平準化対策事業実施要領」(平成31年4月1日国住生第804号)(以下「実施要領」という。))に規定する要件(以下「ポイント発行要件」という。))を満たす住宅の建設・購入およびリフォーム工事等(以下「対象工事等」という。))に対し、次世代住宅ポイント(以下「ポイント」という。))の発行を行うものです。

ポイントの発行を受けるためには、「住宅需要変動平準化対策費補助金交付要綱」(平成31年2月7日国住生第680号)に基づき国からの補助金の交付を受け本事業の運営をする者(以下「事務局」という。))に対し、本同意事項に同意のうえ、所定のポイント発行申請書(以下「申請書」という。))および所定の添付書類(以下「申請書と合わせて申請書類」という。))を提出(以下「申請」という。))しなければなりません。

事務局は、提出された申請書類により、ポイント発行要件を満たすことを確認した場合、申請を承認し、申請書に記載されたポイント発行対象住宅(以下「対象住宅」という。))について、実施要領で定める上限の範囲で所定のポイントを発行します。

第2条 申請とポイント発行

1. 申請者の定義

本同意事項における申請者とは、事務局へ提出された本同意事項が付される申請書において申請者として記載された者をいいます。申請者は、申請によって発行されたポイントを、第3条の規定に基づき、商品と交換できます。ただし、以下に記載された者が申請者になることはできません。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))または暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- ② 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金の交付を受けた補助事業者のうち、以下の理由で補助金の返還を求められたことがある者
 - ・補助金交付の条件に違反した場合
 - ・補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
 - ・交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
 - ・上記のほか、補助金交付の決定内容その他法令、またはこれに基づく大臣の処分違反した場合
- ③ 事務局または「環境対応住宅普及促進対策費補助金交付要綱」(平成27年2月3日国住生第589号)に基づき国からの補助金の交付を受け事業の運営をする者よりポイントまたは省エネ住宅ポイントの発行取消を受け、ポイントまたは省エネ住宅ポイントに相当する金銭の返還を求められたにも関わらずこれに応じなかった者

2. 重複申請の禁止

申請者は、既存住宅の購入による加算等を伴うリフォームについて、複数の住宅を対象住宅とするポイント発行の申請はできません。また、別途、新築住宅のポイント発行を申請することはできません。また、(第三者によるものを含め)既に新築住宅のポイント発行対象となった住宅を対象住宅として、ポイントの発行を申請することはできません。ただし、ポイント発行に至らない申請を除きます。

3. 債権・ポイントの譲渡禁止

申請者は、本事業の申請を行うことにより発生する国または事務局(以下「事務局等」という。))もしくは交換商品事業者に対する債権およびポイントに係る一切の権利または地位について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

4. 代理申請の手続き

申請者は、ポイント発行の申請を申請者以外の者に委任することができます。申請者から申請の委任を受けた者(以下「代理申請者」といい、申請者と合わせて「申請者等」という。))は、申請書類の提出からポイントが発行されるまでの間、当該申請者と同等の義務および責任を負います。また、代理申請者は、ポイントの発行後も、当該申請情報の変更、取り下げおよび無効(第4条第1項)、当該申請について事務局等が行う調査(第4条第2項)およびポイントの取り消しと返還(第4条第4項)に協力を行う義務を負います。

申請者は、代理申請者に申請を委任した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

5. ポイントの申請期限

ポイント発行の申請書類の提出期限(適式な申請書類が事務局に到達すべき期限を指す。)(以下「申請期限」という。))は、本事業における発行可能なポイント数に達しない時点までとします。申請期限は、予算の執行状況に応じて事務局等が決定し、事務局等のウェブサイト等で公表します。

また、申請期限を変更する場合も同様とします。なお、申請期限は、遅くとも2020年3月31日までとしますが、予算の執行状況に応じて、それ以前に到来することもあります。

6. 申請の受付・返却の不可

事務局は、申請書類の提出を受けた場合、ポイント発行要件を満たしているかを含め、当該申請書類の不備・不足を確認し、不備・不足がないときは、事務局の審査システムに申請書類に記載された情報(以下「申請情報」という。))を登録します。当該登録をもって申請の承認とし、申請者に対して発行ポイント等を記載した通知(以下「ポイント通知」という。))を送付します。

事務局は、申請書類に不備・不足がある場合には、当該申請を承認しません。申請書類に不備・不足がある場合、事務局は、申請者等に対して、不備・不足の修正に関する通知または連絡を行う他、申請書類を返却します。なお、事務局は、当該通知または連絡で定める期限までに申請者等が不備・不足の修正を行わない場合、当該申請を無効にすることができます。

事務局は、承認された申請書類およびその他の書類については、いかなる理由があっても返却しません。

7. 申請情報の訂正

事務局は、提出された申請書類により申請書の記載内容が誤った情報であると判断した場合、その誤りについて「事務局による訂正」を行う権利を有します。事務局は、訂正した情報について、申請者等に通知を行う義務を負いません。

第3条 商品交換

申請者は、発行されたポイントを、「次世代住宅ポイント 商品交換に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))その他、事務局が定める事項に従い、事務局が指定する商品を登録する事業者(以下「交換商品事業者」という。))が提供する商品(以下「交換商品」という。))と交換(以下「商品交換」という。))することができます。また、交換商品に関する責任は、全て交換商品事業者が負い、申請者の交換商品に関する紛争・苦情・問い合わせ等は、ガイドラインに従い、交換商品事業者に対して対応を求めるものとします。

【ポイント発行申請書 別紙】



第4条 その他

1. 申請情報の変更、取り下げおよび無効

申請者等は、申請書類の提出から商品交換の終了までの間、以下の①～④の場合には、速やかに事務局に連絡し、その指示に従わなければなりません。

- ①申請を取り下げる場合
- ②対象工事等に係る契約を解除した場合
- ③当該申請者の住所等の申請情報または対象工事等の仕様その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合
- ④当該申請者が自ら破産、民事再生、その他の倒産処理手続の開始の申立てを行いまたは第三者によってその申立てが行われた場合

申請者等が、本項に規定する連絡を怠ったことにより、事務局による申請に係る審査・連絡または交換商品事業者による希望商品の納品ができない場合、事務局は、当該申請および商品交換の申込みを無効とします。

申請情報の変更、申請の取り下げ・無効、商品交換の申込みの無効によって生じた申請者等その他の者の損害等に対し、事務局等は、事務局等の故意または重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

2. 事務局等が行う調査等

事務局等は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、電話による問い合わせや追加書類の提出、対象住宅への立入りを含めた現地確認の調査についての協力を依頼する場合があります。申請者等は、これらの調査等に協力しなければなりません。

3. 申請資格の剥奪

事務局等は、申請者等が以下の行為を行うもしくは行おうとした場合、申請者等が申請を取り下げた場合、または調査等によってポイント発行対象とならないことが確認された場合、当該申請者等から受付けた申請を無効とし、既に発行または交換されたポイントであってもその取り消しを行うことができます。また、その場合(申請者等が申請を取り下げた場合を除く)、当該申請者等の将来における申請の受け付けを拒否できると共に、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

- ①虚偽その他の不正な手段によってポイントの発行を受けた、または受けようとしていた場合
- ②事務局等が行う調査等に協力しなかった場合
- ③対象工事等について国庫補助を財源とする他の補助事業と重複してポイントの発行を受けていた、または受けようとしていた場合
- ④実施要領、事務局等が作成した規約または事務局等が行った告知・発表等において認められていない行為をした場合
- ⑤その他、本同意事項の規定に違反する等、事務局等との信頼関係を損なうと事務局等が判断した場合

4. ポイントの取り消しと返還

事務局は、既に発行または交換されたポイントであっても、前項の規定により「取り消されたポイント数」が当該申請の「交換に利用していないポイント数」(既に取り消しまたは失効したポイントを除く。以下同じ。)を超える場合、申請者に対して当該超過するポイントに相当する金銭の返還を求めると共に、「交換に利用していないポイント数」をすべて取り消すことができます。事務局は、返還を求めるときに、返還金額(1ポイント=1円相当で換算)、返還期日等が記載された通知(以下「返還通知」という。)を送付します。返還を求められた申請者は、返還通知に記載された金額を、事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。

なお、事務局は、返還を求めるときに、既に交換に利用されたポイントに係る支払いを行った日から返還までの日数に応じて、当該支払金額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を求めることができます。

また、本項に定める金銭の返還に係る手数料等の費用は、申請者が負担するものとします。

前項の規定により「取り消されたポイント数」が「交換に利用していないポイント数」と同じまたはこれを下回る場合、事務局は、「交換に利用していないポイント数」から、「取り消されたポイント数」に相当するポイント数を減算することができます。

5. 紛失・盗難

事務局等は、ポイント通知の紛失、盗難等について一切の責任を負わず、また、ポイント通知の紛失、盗難等に起因してポイントが不正利用されるまたは失効した場合であっても、ポイントまたはポイント通知の再発行を行う義務を負わず、また、当該不正利用または失効に起因して生じる申請者等の損害等について、一切の責任を負いません。

また、事務局または交換商品事業者が郵送・配送する通知や希望商品の遅延、紛失、損害等のすべての事故について、事務局は、一切の責任を負いません。

6. 免責

事務局等は、交換商品事業者、代理申請者またはその他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負いません。また、申請者に対するポイントの発行・商品交換について、第三者から異議申立てがあった場合、事務局は、ポイントの発行・交換を停止することがあります。

また、事務局および事務局から申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(窓口申請においては受領時点、郵送申請においては事務局が定める郵送先に到着し、事務局が引き取りを行った時点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等は、その一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者等の損害等に対していかなる義務も負いません。

7. 個人情報の管理

事務局は、本事業の運営にあたり、プライバシーポリシーに従い、申請者等から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。なお、事務局は、本事業を通じて取得した情報を本事業終了から5年間保存し、本事業の目的の範囲内で、国、申請者が選択した希望商品を提供する交換商品事業者、その他ポイント発行・商品交換のために当該情報を知る必要のある第三者に限って提供することができます。

また、事務局等は、申請者等に関する個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。

この他、事務局等は、本事業を通じて取得した情報について、本事業に関するアンケート調査に利用すること、本条第3項柱書に該当した場合に国の補助事業の所管先に提供すること、本条第3項③の確認の調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、その確認作業を情報の提供先と共同して行うことがあります。

8. 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、申請者等と事務局等との間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

9. 事業の内容変更・終了

事務局は、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局等は、本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者等に何らかの損害等が生じた場合であっても、当該損害等が事務局等の故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。申請者等は、本同意事項の変更については、事務局等が本事業のウェブサイトおよびその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の実事およびその内容を承諾したものとみなします。

<注意事項>

- ポイント発行の申請からポイント通知の送付までには一定の手続期間を要します。手続期間は、本事業の実施状況等により変わります。
- 申請者が引っ越し等により住所を変更した場合、速やかに事務局に対して変更後の住所を通知してください。住所不明等により、希望商品の発送ができない、またはポイントが失効した等の場合、事務局等は、一切の責任を負いません。
- 交換に利用したポイントは、一時所得または不動産所得等として所得税の課税対象となります。
- 20歳未満の方は、ポイントを酒類へ交換することはできません。

次世代住宅ポイント事務局

お問い合わせ
窓口
(電話番号)

ナビダイヤル
(通話料がかかります)

0570-001-339

IP電話等からの
ご利用の場合
(通話料がかかります)

042-303-1553

受付時間 / 9:00～17:00 (土・日・祝日含む)

※お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう、十分にご注意ください。

ホームページ
アドレス

<https://www.jisedai-points.jp>